

西日本入会林野研究会 会 報

(第25号)

『入会林野・生産森林組合の今後』 —税金・解散・地縁団体— (第25回シンポジウム)

〈報告要旨〉

佐賀県における入会林野整備と生産森林組合の現状・課題…	小部弥太郎	(1)
萩尾生産森林組合と地縁団体	岡森 昭則	(13)
山口県の地縁団体	松原 功	(16)
入会林野と法人の諸形態	矢野 達雄	(20)

〈シンポジウム〉

I 佐賀県における生産森林組合の現状と課題	(27)
II 生産森林組合の解散における事務手続	(29)
III 地縁団体での森林管理の意義	(30)
IV 入会集団から地縁団体へと管理を移行することの意義	(31)

〈大会記事・総会報告〉

(第26号)

『入会林野・生産森林組合と森林管理』 (第26回シンポジウム)

〈報告要旨〉

岡山県の実産森林組合の現状と課題	小椋 秀司	(40)
大分県における生産森林組合の現状と今後の森林管理…	市川 陽子	(44)
利用収益のなくなった入会林野	野村 泰弘	(49)
—共有入会権を中心においた考察の必要性—		
奈半利町郷分生産森林組合の現状と課題	倉橋門生幸	(53)

〈シンポジウム〉

I 入会林野の法律問題	(58)
II 各県の実産森林組合の現状と課題	(62)
III 生産森林組合の運営上の問題	(66)
IV 生産森林組合の今後の方向性と制度上の問題	(67)

〈大会記事・総会報告〉

2002・7

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに
会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究
者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

改正 平成7年10月26日

第25回シンポジウム

「入会林野・生産森林組合の今後」

—税金・解散・地縁団体—

2000年10月 佐賀県武雄市にて開催

お詫び：事務局の勝手な都合により、会報第25号を平成13年に印刷することができませんでした。従って、25号と26号を合併号として印刷することになってしまいました。

会員の皆様、報告者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

西日本入会林野研究会
事務局担当 岡森 昭則

佐賀県における入会林野整備と 生産森林組合の現状・課題

佐賀県林政課 小部 弥太郎

1. 佐賀県における入会林野整備

佐賀県には、さまざまな形態変化をとげた入会林野があるが、佐賀県林業史によると、主な形態は、次の4パターンのとおりである。

- (1) 戦前村有に統一した入会林野を戦後直ちに部落集団に還元したもの
- (2) 戦後、部落有を個人有名義にしたもの
- (3) 町村合併を機に合併前の村有であった入会地を部落集団に還元したもの
- (4) 部落有、個人名義等の入会林野を一部会社名義にしたが、これらの実質部落有林野を入会林野整備事業によって生産森林組合所有としたものなどである。

この様な形態で存在する入会林野の権利関係の明確化を図るため、昭和41年の「入会林野近代化法」により入会林野整備事業を着手し、昭和44年に第1号の認可を見、その年には15件の整備計画が認可されてから、以後10ヶ年間は毎年10件ないし20件の計画が認可されている。

本県の場合、入会林野の整備を図るため、昭和44年9月に「入会林野等整備事業推進協議会」が設立され、その後、昭和58年に「生産森林組合協議会」と名称が変更され、名称の様に整備事業によって設立された生産森林組合が主体となり、生産森林組合に関する諸問題を処理（昭和57年からの法人住民税増額に対し、国や自治体に減免措置の陳情活動・減資による法人住民税の軽減等）するとともに、入会林野整備事業の実

施に伴う事務をも引き継いでいる。

その結果、平成11年度末までに261件7,951haの整備を完了したところである。

2. 生産森林組合設立の経緯

本県の生産森林組合設立の推移は、表1のとおり昭和41年時点では、14組合であったが、その後の入会林野整備事業の受け皿として急激に増加し、平成11年度末現在で設立認可数178組合、解散認可数15組合で現在163組合となっている。

最近、木材価格の低迷等による厳しい林業情勢とあいまって法人住民税の負担等により解散する組合が増えている。

解散後の山林の所有形態は、15組合中9組合が地縁団体へ、3組合が代表名義、3組合が市等へ売却となっている。

3. 生産森林組合の現状

(1) 組織・体制等

平成11年度末における、生産森林組合は163組合で組合員総数は9,889人となり、1組合当たりでは組合員数61人、経営面積36ha（人工林84%、天然林11%、その他5%）である。

表2のとおり組合員数は50人以下が56%、また、経営面積10ha以下が25%の40組合、50ha以下になると80%となっており、出資金も平均で5,366千円（現金4%、現物96%）と小規模経営となっている。

(2) 経営状況

平成11年度生産森林組合一斉調査（回答組合数156組合、回答率96％）の結果を見ると、表3のとおりである。

- ① 組合事業で利益を計上し、当期利益も計上している組合は5組合（3％）
- ② 組合事業を実施しているが、事業で利益を計上できない組合は34組合（22％）
- ③ 組合事業を実施していない組合は、109組合（70％）
- ④ 当期収益を計上できない組合は、116組合（74％）となっている。

さらに、

ア 事業利益及び特別損益の大半は公共事業等による立木補償金及び土地代金である。

イ 事業費用は森林整備費用（出役者の賃金等）である。

ウ 管理費用（主に税金）の財源は、大半の組合が区からの助成金又は借入金である。

エ 造林等の補助金は事業外収益又は、特別収益として計上している組合がほとんどである。（補助金収入に対し課税されている。）

オ 法人税及び住民税を実際に引当てている組合はほとんどない。

この様なことから当県を生産森林組合の現状は、木材価格の低迷といった外的要因及び高齢者・後継者不足といった内的要因により、森林施策がままならず、収益がほとんどない組合が多い。

一方、諸税負担金等の最低の経費負担は、収益に関係なく必要であり、毎年課税の度に組合員に割当て徴収して運営するなど、経理面で苦慮している組合が多い。

実質的に休眠状態となっている組合は、

将来的にも経営が好転する見通しがなくともあり、森林づくりへの意欲が薄れてきている。ここ数年間は毎年3～4組合の解散申請が提出されているところである。

4. 生産森林組合の解散に伴う地縁団体への移行

最近、生産森林組合の法人住民税、固定資産税の負担により、組合経営が行き詰まっていることから、解散後は、山林を既設地縁団体に無償譲渡する組合が増加している。

しかし、解散に当たっては

- (1) 清算所得に対する課税等経費の捻出をどの様にするのか。
- (2) 残余財産を無償譲渡した場合の課税がどの様になるのか。
- (3) 本質的に入会的性格の強い法人である生産森林組合の組合員が権利を放棄して、地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体である地縁団体に資産を譲渡出来るのか等、色々の問題が含まれている。個人的な見解ではあるが、経営面積が極端に小さい生産森林組合については、解散（経営の放棄）は、やむを得ないのかと思われる。

5. 生産森林組合に対する支援策—アンケート調査

生産森林組合の今後のあり方を検討するため、今年度、アンケート調査を実施したので、その結果の主要点を以下に述べる。

- (1) 回答率 67% 112組合（対163組合）
- (2) 組合員の年齢構成 60才以上が50%、50才以上になると75%にもなる。
- (3) 組合員の生計は農林業が37% サラリーマン等農林業以外が63%も占める。

- (4) 地区内に後継者がいる組合員は80%。
- (5) 外業従事者の年齢構成は、50才以上が63%であるが、40代も24%となっている。
- (6) 委託組合の委託先は森林組合が78%とほとんどである。
- (7) 外業の内容は保育間伐が88%とほとんどである。
- (8) 組合員の高齢化、サラリーマン化等による労働力不足にもかかわらず、作業委託を望まない者が87%も占めている。
- (9) 森林資源として間伐等の森林整備を必要とする伐期前の40年以下の人工林は全体の89%を占めている。
- (10) 里山林について、分収契約等を結んでいる面積は233haとなっている。
- (11) 施業計画を計画している組合は24組合しかない。
- (12) 納税の調達状況は、ほとんどが区からの借入金にたよっている。
- (13) 林業以外の貸付として、ゴルフ場、スキー場等があり組合員への貸付は11ha程度となっている。
- (14) 組合員の組合活動への参画意識は、全体的に薄れてきている。
- (15) これからの組合活動に不安を感じている組合が52%と過半数を占め、解散したいと思っている組合が1/3にもおよんでいる。その理由として、収入が見込めず、納税や労働力に問題があるものと思われる。
- (16) 森林ボランティア等との連携・支援の受け入れについては、希望しない組合が70組合と82%を占めている。その主な理由として、事故の心配や、ボランティアで山作業ができるのかという不安とボランティア受け入れの手続き等が面倒で

あるなどである。

- (17) 将来動向についてはやはり、納税の問題、木材価格に対する不安があり何らかの補助制度をせつ望している。

6. おわりに

本県を生産森林組合は、総じて入会的性格を強く有しており、組合員の高齢化、木材価格の低迷、法人住民税の負担等により経営意識が衰退してきており、このままでは休眠状態の組合がますます増加するものと思われる。

このような状況が続くと、適正な森林管理が滞り、森林の荒廃につながる懸念される。

このような状況を踏まえ、県としては、生産森林組合の振興を図るため、

- ・林道、作業道等の生産基盤の整備
- ・造林補助事業等の森林整備補助事業の推進
- ・組合役員に対する経理税務研修等による経営指導
- ・育林コンクール及び労働安全及び林業技術講習会の開催等を実施している。

今後とも、地域における森林の共同施業を助長し、これらの支援を積極的に講じるつもりであり、国においても生産森林組合の振興を図る事業に対し積極的な支援策を検討していただきたい。

表1 生産森林組合設立の推移

昭和30年代

年 度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	計
設立組合数					2	3	3	3	2		13
解散組合数											
年度末組合					2	5	8	11	13		13

昭和40年代

年 度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	計
設立組合数	1				13	15	11	20	12	7	79
解散組合数											
年度末組合	14	14	14	14	27	42	53	73	85	92	92

昭和50年代

年 度	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	計
設立組合数	16	7	9	2	9	3	7	8	5	4	70
解散組合数				1		2					3
年度末組合	108	115	124	125	134	135	142	150	155	159	159

昭和60年代

年 度	60	61	62	63	計
設立組合数	2	3	3	1	9
解散組合数			1		1
年度末組合	161	164	166	167	167

平成年代

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計	合計
設立組合数	4	2					1					7	178
解散組合数							1		2	4	4	11	15
年度末組合	171	173	173	173	173	173	173	173	171	167	163	163	163

※昭和41年入会林野近代化法以前設立組合数 14組合

表2 生産森林組合の組織・体制等

組合員数(人)	組合数	%
0～5	0	56
6～10	3	
11～50	89	
51～100	46	44
101～150	15	
151～200	5	
201～250	1	
301～350	0	
351～400	0	
計	163	

面積(ha)	組合数	%	
0～5	10	25	80
6～10	30		
11～50	91		
51～100	23	75	20
101～150	3		
151～200	2		
201～250	2		
301～350	1		
351～400	1		
計	163	100	100

出資金(千円)	組合数
0～500	4
501～1,000	12
1,001～10,000	143
10,001～20,000	2
20,001～	2
計	163

平均 5,366千円

表3 生産森林組合の経営状況

組合事業の実施 47組合	事業利益計上 13組合	当期利益黒字	5組合
		当期利益赤字	8組合
事業損益計上 34組合	事業損益計上 34組合	当期利益黒字	10組合
		当期利益赤字	24組合
組合事業の未実施 109組合		当期利益黒字	25組合
		当期利益赤字	84組合

116組合

生産森林組合アンケート
都道府県集計表

都道府県名 佐賀県

回答生産組合数/生産組合数 112/167

1. 組合員等

(1) 組合員の年齢構成・主な生計(全生産組合の合計)

30歳未満	30～40	41～50	51～60	61～70	71歳以上	合計
46人	403人	1,250人	1,738人	1,958人	1,387人	6,778人

	林業	農林業	サラリーマン	自営・その他	合計
主な生計	6人	2,481人	2,323人	1,869人	6,702人

(2) 地区内に居住する組合員のうち後継者が地区内にいない組合員 合計 1,334人

(3) 組合員のうち当期中の外業従事者の年齢構成(合計人数)

30歳未満	30～40	41～50	51～60	61～70	71歳以上	合計
58人	370人	838人	919人	902人	354人	3,441人

(4) 員外従事者(委託)の実態(合計人数)

	内業	外業
森林組合	12人	762人
会社等	0人	55人
個人	42人	163人
計	54人	980人

注)

- ・内業は事務部門
- ・外業は現場作業
- ・その他は会社等に含める

(5) 外業の内容と従事者数(延べ人数合計)

	新植	保育	間伐	主伐	その他	合計
組合員	132人	2,088人	1,195人	10人	327人	3,752人
員外	30人	348人	237人	0人	29人	644人

(6) 組合の業務を外部委託することについて

① 委託を拡大したい 組合数 12

主な委託先(3つ) [森林組合、緑資源公団、森林経営を営む会社]

主な理由 (3つ) [従事者不足、従事者高齢化、従事者のサラリーマン化]

② 委託の拡大は必要ない 組合数 81

2. 経営森林の現況と将来動向

(1) 路網密度と樹種別・林齢別面積

① 路網密度 ha当たり	10m以下	組合数 4	10～25m	組合数 6
	26～50m	組合数 4	50m以上	組合数 15

② 樹種別・林齢別面積(全生産組合の合計面積)

a. 人工林(ha)

		5年以下	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年
面積	スギ	39.48	26.81	85.01	271.51	413.44	503.02
	ヒノキ	42.72	177.08	42.89	238.06	333.58	498.12
	その他	9.86	2.63	10.00	28.95	53.00	69.00
うち要間伐森林		0.00	0.00	7.70	17.00	57.80	55.40
特定施業森林		0.00	0.00	1.00	1.00	22.00	27.30

		31～35年	36～40年	41～45年	46～50年	51年以上	合計
面積	スギ	358.13	254.52	129.44	76.39	38.02	2,199.96
	ヒノキ	224.03	77.23	55.39	36.60	6.44	1,732.14
	その他	3.64	2.32	0.50	11.26	9.68	200.84
うち要間伐森林		40.00	17.50	0.50	0.00	0.00	195.90
特定施業森林		10.00	6.00	7.00	0.00	0.00	74.30

b. 天然林(ha)

		20年以下	21～40年	41～60年	61～80年	80年以上	合計
面積		42.50	111.57	123.71	3.00	0.70	305.48
うち特定広葉樹育成施業森林		0.00	1.14	0.00	0.00	0.00	1.14

③ 里山林に該当する森林 約233.36 ha 全生産組合合計

うち 分収林	約171.28 ha	〃
森林レク事業用地	約 1.00 ha	〃
貸付地	約 20.97 ha	〃

④ 里山林のうち、都市近郊林に該当する森林	約14.00ha	全生産組合合計
うち 分収林	約0.00ha	〃
森林レク事業用地	約0.00ha	〃
貸付地	約0.00ha	〃

(2) 事業計画と収支

① 森林施業計画の策定の有無 有：組合数24， 無：組合数61

② 経営森林に関する5年間の事業計画と収支計画(全生産組合合計)

		H11	H12	H13	H14	H15
事業計画	新植(ha)	51.32	15.40	3.10	2.00	2.00
	保育(ha)	39.80	70.55	65.77	43.75	37.85
	間伐(ha)	54.30	122.82	122.70	49.70	39.70
	主伐(ha)	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50
収支計画	林業経営による収益(千円)	3,090	1,957	1,257	1,150	1,100
	林業経営以外の収益(千円)	404,307	401,074	400,829	400,779	400,744
	税引後純利益(純損失)(千円)	103,942	2,238	102,247	2,510	102,665

③ 収入がない場合の納税の方法

a. 組合員から徴収している	組合数 52
b. 出資金から充当している	組合数 12
c. 銀行等から借入して充当している	組合数 1
d. 組合員が立替している	組合数 5
e. その他	組合数 25

(3) 貸付の状況全生産組合合計

区分	面積 (m ²)	収入額 (千円)	
送電線の敷地	5,756	46,908	
道路敷地	1,000	0	
ゴルフ場	75,538	401,300	
スキー場	0	217	
キャンプ場	0	0	
その他のスポーツ施設	0	0	
林間広場等	0	0	
その他	ヘリポート	3,340	380
	福祉法人施設	75,977	300
	砕石プラント敷地	4,500	450
	組合員貸付	107,860	83
計	1,221,278	829,726	

3. 生産森林組合の経営等に関する認識

(1) 組合員の組合活動への参画意識

a. 組合員のほとんどに強い参画意識がある。	組合数 9
b. 組合員の半数以上に参画意識がある。	組合数 34
c. 組合員の3割未満に参画意識がある。	組合数 23
d. 組合役員以外には組合への参画意識がほとんど見られない。	組合数 28
e. その他	組合数 2

(2) 組合の存続に対する意向

a. 今後とも組合の維持が可能	組合数 16
b. 組合を維持したいが将来に不安がある	組合数 54

主な理由(3つ) (・収入がなく、税負担が困難
・材価が安く、採算に合わない
・組合員が高齢化しているが、後継者がいない)

c. 組合を解散したい	組合数 34
-------------	--------

主な理由(3つ) (・税負担が重い
・収入が見込めず組合運営が困難
・従事者がいない)

(3) 市町村、森林ボランティア等との連携

① 市町村や森林ボランティア等との連携・支援の受け入れ
実施している 組合数 1

主な内容(3つ) (・レディの枝打ち)

今後希望する 組合数 15

希望しない 組合数 70

主な理由(3つ)

(・安全管理、火災予防の観点から適地がない(事故が心配である)
・組合員で作業が間に合っている
・ボランティアで森林作業をする人はいない)

② ①で「今後希望する」を選択した方へ、次の各項目への希望の有無

a. 市町村や下流域の市民等の組合への加入(組合員、准組合員として)

希望する 組合数 5 希望しない 組合数 23

希望しない主な理由 (3つ) (・現組合員で対応できる
・加入に係る手続きが面倒
・加入者が見当たらない)

b. 森林整備ボランティア活動等の受け入れ

希望する 組合数 13 希望しない 組合数 18

希望しない主な理由 (3つ) (・ボランティアが作業できる場所はない
・ボランティアでは山作が出来ないと思う)

c. 樹木の植栽・間伐等の森林体験や山菜採取、キャンプ等のレク利用に条件を定め、個人・団体等と山林の賃貸借契約を締結(オーナー制度)

希望する 組合数 7 希望しない 組合数 22

希望しない主な理由 (3つ) (・組合所有の土地のため、組合員の了解が必要)

d. その他 組合数 1

主な内容(3つ) ()

③ ①で「希望しない」を選択した方へ、その理由

主な理由(3つ) (・安全管理、火災予防の観点から適地がない(事故が心配である)
・組合員で作業が間に合っている
・ボランティアで森林作業する人はいない)

(4) その他、現行経営及び将来動向に関する意見、問題点などを記入して下さい。

主な内容(3つ)

- ① 国産材の価格が低迷し経営が苦しく意欲が薄れてきている。国産材の利用を促進する施策を打ち出してほしい。
- ② 法人税の見直しを検討してほしい。
- ③ 組合運営のための補助制度を検討してほしい。

集 団 の 名 称	奥竹生産森林組合	設 立 年 月 日	昭和44年11月
代 表 者 氏 名	三原慶次郎	住 所	佐賀県鹿島市大字音成18番地

項目	記載事項	記載内容	
集 団 の 概 況	①集団をとりまく地域の特徴	鹿島市の概要 総土地面積11,208ha うち森林面積:5,380ha(48%) 耕地面積:2,853ha(25%) 宅地面積:559ha(5%) その他:2,416ha(22%) 人工林率:75% 民有林人工林の樹種別割合:スギ57% ヒノキ43% 林家数:1,181戸 うち農家林家:71% 山林所有規模:5ha以上9.5% 素材生産量:1,858m ³ (H10)	
	②集団の設立要因と発展過程	集落共有林を昭和44年に生産森林組合として設立し、組合の森林として管理することとなった。	
	③構成員の概況	組合員数35名 年齢:56歳以上 組合員の殆どが農業との兼業である。	
	④土地・労力・資金の調達方法とそ規模の	所有面積:36ha 労力:組合員35名×15日間/年(延べ就労人数525名) 資金調達:利用間伐による収益、補助事業の積極的取り組み	
	⑤土地・建物・機械等の整備状況	作業道開設:1,500m 林内作業車2台、集材機1台、機械保管庫2棟を所有	
	⑥管理組織	規約あり:奥竹生産森林組規約(理事:5名監事:2名) 総会:年1回開催	
	⑦協業活動の成果とその配分方法	間伐材の生産量:年間150m ³ 程度 年間計画に基づく森林施業の実施	
	⑧その他特記すべき事項	鹿島管内では、四面無節材等の取れる優良材生産に取り組んでおり、当生産森林組合の山林を模範林としている。 平成9年度に鹿島管内で製材品評会が開催され、当生産森林組合の山林から出荷した材が製材品として22万円/m ³ で売れ、優良材として評価された。 このようなことから、県内外から当生産森林組合の山林への視察が多い。 特用林産物の生産として、ハラン、ナルコユリの林床栽培にも取り組んでいる。	
協 業 活 動 の 特 徴	①協業活動として最も重点としている事項	林産物の生産により高収益を得た場合は、林業の先進地視察を行い、情報を収集するとともに、組合員の結束力を高めている。	
	②とり入れている技術の特徴	役員に対し「優良材生産研修」を実施し、選木技術の向上を図っている。 4m材の2本取りを目指し、枝打ち高さを約8mとしている。	
	③とり入れている活動の特徴	イ 協業活動の目的	先人から受け継いだ大切な森林の後世への継承
		ロ 計画性	役員会開催:年6回(年間の具体的作業内容について) 林政懇談会の開催:年2回(参集者:県、森林組合、組合員内容:補助事業の検討、技術の情報交換)
		ハ 記録等の整備状況	作業記録:毎年、施業図に記入し、森林台帳を整理している。 帳簿:森林組合の指導により毎年整理している。
ニ 今後の重点方向		間伐材搬出については、作業路を開設し搬出コストの削減を図る、枝打ちについては優良材(四面無節材)生産を目的とし、早期(6年生)からの枝打ちの徹底を図る。	
ホ その他	定期的の間伐・枝打ちの技術交流会等へ参加している。 過去に、九州木材市場から講師を招き、間伐材の木取りの研修を実施。		

萩尾生産森林組合と地縁団体

九州大学農学研究院 岡 森 昭 則

1 はじめに

入会林野の近代化整備事業は近年全国的に進まないのが現状である。その背景には難しい権利関係の入会林野が残っているという事情も多分にあるが、昨今の林業大不況の中で、個人分割しても管理しきれない、生産森林組合を設立しても組合経営を維持・展開できそうにもないとの思いが整備事業に消極的になっている大きな要因ではないかと考える。私は個人的には、入会林野の近代化事業だけではなく、将来に向けて入会林野を残しておくための「入会林野確認事業」を行うことの方が大切ではないかと考えている。

それはともあれ、設立した生産森林組合は収入がなく、組合員の高齢化で作業が困難、材価が安くて販売しても収益が残らない、税金を支払う金がない、こういう生産森林組合が多いのが実情である。

そのため、生産森林組合を解散したいという意見が多く聞かれるのが現状である。入会林野整備後の経営形態として林野庁は生産森林組合を推奨して多くの生産森林組合を設立させる結果となったが、その後のアフターケアがないまま推移してきており、林野庁の努力を喚起したいところである。

ところで、今後の生産森林組合をどうするかが大きな課題になっているが、その方策としては昨年の西日本入会林野研究会で報告いただいた、役員が若返って息を吹き

返した北九州市の畑生産森林組合のように前向きに対応する方向か、逆に解散か、あるいは公益法人の地縁団体に寄付するか、そのような対応が考えられる。

今回の報告では、日本の森林保全を如何に確保するかが問われている中、生産森林組合が組合の森林の一部を篠栗町に購入・管理をしてもらい、その売却金を地縁団体に寄付し、その資金で区の維持・発展のために活用しようとしている事例として、福岡県篠栗町の萩尾生産森林組合を取り上げた。

2. 萩尾生産森林組合の現況と位置

萩尾生産森林組合は、福岡県糟屋郡篠栗町の最奥部に位置する集落の住民で構成する組合である。篠栗町は福岡市のベッタウン的存在の町で、人口約27,700人である。しかし、萩尾地区は篠栗町の中心部から7km離れており、しかも現在は公共交通機関がなくなり、中高生の通学は親などの送り迎えが欠かせない状況にある。萩尾地区の世帯数は36世帯で、人口は約150人である。篠栗町は篠栗四国八十八カ所と知られており、年間100万人のおへんろさんが訪れている。萩尾地区にもおへんろさんが訪れるとともに、時季によってその関係者が居住することもあって、以前からの居住者以外の人もおり、生産森林組合員世帯よりも7世帯多くなっている。

萩尾生産森林組合の前身は入会林野であ

った。大正15年頃、林野統一事業によって入会林野の約半分を町有林に移管し、残る半分を萩尾区有林として管理、利用を続けてきた。この間、昭和16年に萩尾地区に電灯を引くための資金づくりに、区有林15haを農協に売却した。しかし、昭和52年にはその山林を買い戻し、経営林として管理されている。

入会林野整備前の所有名義は6人名義(56.78ha)、3人名義(20.61ha)、2人名義(5.55ha)と3種類の代表人名義になっている。しかし、「これが永続を計る為に何回か規約等も整備し数人の代表者名義で管理してきたが、現代の世相と区民の要望とにより相続問題の簡素化の為に法人組織として今後の維持管理を行いたいとの結論に到達した。」として、生産森林組合を設立することになった。

3. 生産森林組合の設立と現況

萩尾生産森林組合は、「入会林野近代化法」に基づき、昭和57年3月に設立された。設立時の組合員は29人であったが、その後3人は篠栗町中心部や福岡市へ転出して、現在は26人となっている。経営面積は92.5haで、出資金は現物出資が約38百万円、現金が約20万円となっている。

経営地のうち森林は82.0haであるが、そのうち人工林がスギ44.3%、ヒノキ30.5%、クヌギ15.6%と全体の90.5%を占めている。そしてその資源構成をみると、スギ36.3haのうち41年生以上が26.8haで、73.6%も占めている。そのなかで、65年生以上が6.7haあり、高齢林分が多いのが特徴である。また、ヒノキについても、25.0haのうち41年生以上が12.1ha、48.3%を占めている。すなわち、入会林野時代、

それかなり昔から植林してきた多くの林分を引き継いだ生産森林組合である。

経営林の管理については、全員参加してほぼ年1回の出役で行っている。下刈り(1.48ha、脱退者に出資金を払い戻すために皆伐した)は2回刈りを行っている。また、平成5年に2.5haの枝打ちを行い、8年3ha、10年3.4ha、12年6haそれぞれ切り捨て間伐を行っている。当組合は全員の出役で森林の保育・管理が行える体制が維持されているのである。

組合の収支(平成11年度)についてみると、収入は保育補助金が約42万円、土地使用料(アンテナ設置)が約93万円など、合計約137万円で、土地使用料のウエイトが大きい。下刈りや間伐の事業を行うことによる補助金収入もかなり多い。生産森林組合の多くで収入がなく税金も支払えないという声をよく聞くが、間伐等の事業を行えば収入となることを認識しておく必要があることを示している。また、支出については、事業管理費が約102万円かかっており、そのうち租税公課が約31万円で、税金のウエイトがかなり高くなっている。

4. 認可地縁団体「萩尾区」

萩尾区の住民は38世帯、約150人であるが、町中心部から車で15分かかる山間部に位置することもある。過疎化が進行しつつある。地区内にある小学校は分校であるが、年々生徒数が減少してきている。昭和30年代には約40人の生徒がいたのが、平成12年には10人までに減少してしまった。そして、12年、13年には入学者がゼロとなり、学級(複式)は3から2に減ることになる。このままでは分校の存続も危ぶまれ、過疎化が進むことになるとの危機感から、小学

生誘致を実現し、区の活性化を図らなければならないという結論に至った。

小学生誘致のための方法を検討した結果、小学生のいる地区外の家族に萩尾区に移住してもらうことで、小学生を増やすとともに世帯数も増やそうということになった。そのためには居住する住宅を確保しなければ移住してもらえない。そこで、住宅を3棟(3LDK)新築して3家族の受け入れ体制を整えることになった。

この構想を実現するためには、住宅建築費用として3棟で約5千万円必要となるが、その資金をどのように捻出するかが大きな課題となった。種々の議論を経た結果、萩尾生産森林組合の森林を売却して資金を確保することになった。しかし、ここでクリアしなければならない三つの問題が生じた。その一つは、生産森林組合の組合員より居住している世帯の方がだいぶ多いという事であった。この点については、現在の組合の森林はもともと区で管理していたものであることから、萩尾分校の存亡に関わることなので、区のために使うことには同意が得られた。

二つ目の問題は、立木を大面積伐採して資金を確保することも考えたが、それでは水源地を禿げ山にしてしまうことになる。立木価格が安い現在、5千万円を確保するためには相当の面積を伐採しなければならない。そんなことはできない。そこで考え出されたのが、林地ごと町に購入してもらい、森林を町で管理してもらう方法であった。町としても購入森林を伐採しないで管理をしていく方針であるため、水源林として残ることになるので、区民としても安心である。

三つ目は、生産森林組合が確保した資金

を区に寄付した場合、税金で相当な額を持って行かれるという問題であった。この問題を解決するために、認可地縁団体「萩尾区」を設立して、地縁団体に寄付するという方法が取られたのである。平成12年9月に設立総会が開かれ、篠栗町から地縁団体「萩尾区」として認可された。これによって、森林の売却金を全額区に寄付する道が開かれたのである。

入居資格は小学生をもつ世帯に限ること、一番下の小学生が中学生になれば、契約を解除することが条件となっている。区とすれば、その後も萩尾区に住宅を建築して住み続けてもらいたいと願っている。なお、家賃は月3万円を予定している。

(入居募集は平成12年12月に行われ、福岡県内外から30件以上の問い合わせがあり、福岡、久留米両市と篠栗町中心部の3世帯の入居が決まった。この3世帯の小学生が7人で、在校生5人と合わせて12人、3学級の分校となっている。：朝日新聞、平成13年11月6日朝刊を参照。)

5. まとめ

萩尾生産森林組合の事例は、組合員居住地域の活性化を図るために組合の森林を活用したものであるが、それも町と地縁団体との連携のもとに、山林を荒廃させずに目的を達成した例である。

少なからずの生産森林組合は解散や地縁団体への寄付などを考えているが、その後の森林管理をどのように行うのかについても真剣に考えておくことが大切である。その意味でも萩尾生産森林組合の事例は大いに参考になるものと思う。森林の公有化も視野に入れた対応策も重要な選択肢と考える。

山口県の地縁団体

山口県入会林野コンサルタント 松原 功

平成3年4月2日に公布施行された地方自治法の一部改正に伴って、自治会、町内会等の地縁による団体が、一定の要件に該当するものについては、市町村長の認可を受けて法人格を有するようになった。

1. 地縁による団体の認可状況

(1) 全国の認可状況平成8年

地縁団体数 (A)	293,227
認可地縁団体 (B)	8,961
(B) / (A)	3.0%
最高 山形県	10.9%
最低 徳島県	0.4%

(2) 山口県の認可状況

下記表

(3) 山口市の認可状況

下記表

(2) 山口県の認可状況

年	地縁団体数	許可地縁団体	許可地縁団体(市町村数)								合計
			0	1	2	3	4	5~9	10~19	20~	
8	7,430	224	24	9	7	2	3	7	1	3	56
12	7,109	453	17	9	5	4	3	4	9	5	56

認可地縁団体/地縁団体 平成8年 3.0% 平成12年 6.4%

認可地縁団体の多い市(平成12年) 宇部市90 山口市76 防府市50

(3) 山口市の認可状況

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
数	5	5	10	12	7	9	15	9	0	4	76

ア. 地方自治法が改正された時には、自治会を集めて説明会を開催して周知を図ったが、その後は「自治会活動の手引き」を各自治会に配って周知を図っている。この手引きの“第三章地縁による団体について”に法の趣旨、認可手続など19頁にわたり詳しく説明している。

イ. 認可のための規約作成については、市の地域生活課で事前指導を行っているが、地方自治法、民法に抵触しない限り自治会の希望通りにしている。山林を保有資産としている自治会もあるが、市は入会権についての認識は無いようである。

ウ. 市内に385の自治会があるが、約100は集会所を持たない。新しい集会所のある自治会が認可申請するようである。古い集会所を持つ自治会は、登記

の費用がかかるためか、認可申請をしないようである。

2. 認可地縁団体と入会林野との関係

地方自治法第260条の2第1項に掲げる「不動産又は不動産に関する権利」とは、自治省行政局行政課長通知(平成3年4月3日)によると、

- (1) 不動産登記法第1条各号に掲げる土地及び建物に関する権利
- (2) 立木ニ関スル法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権
- (3) 登録を要する金融資産

とされており、「入会権」のような慣習法上の物権は含まれない。

法第260条の2の第1項の認可を受けた地縁による団体は、同条第2項第1号の例示に掲げられているような良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等(営利活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全又は入会林野若しくは旧慣使用林野の管理・利用に関する活動をいう。以下同じ)を目的とするものではないこと。

法第260条の2の第1項の許可をうけた地縁による団体が、仮に本来の活動に附随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な限りにおいて行うものとし、地域における農林水産業者等の事業活動に支障を及ぼさないものとする。

—自治省行政局行政課理事官通知(平成3年4月3日)

3. 認可地縁による団体の事例

(1) 青梅会平成4年7月29日長門市長認

可

長門市仙崎青梅地区にある。ここは、橋で連絡されてはいるが、島であり他地区からの転入者は殆どいない。保有資産は、建物では集会所、倉庫、土地では、山林12ヶ所282,367㎡他に宅地、雑種地、溜池がある。保有資産とした山林は、代表者の名義で登記されており、登記が複雑化するのを恐れていた。部落には、この山林以外にも約2haの山林があるが、登記が記名共有でその整理がつかず、保有資産とされていない。

(2) 中恋路町内会平成12年4月21日山口市長認可

山口市内で、全戸数158戸で元からの居住戸数は50戸であり、転入者も増えつつある。保有資産は、集会所とその敷地の宅地である。

中恋路山林会として山口市宮野財産区に3ヶ所11.44ha山林に地上権を設定し植林をしている(契約期間昭和17年1月、及び昭和30年4月より50年間)。組合員は中恋路の元からの居住者で、新規加入を認めず、地区外に転出した場合は権利を放棄するようになっている。分担金1000円を納入する。

地縁による団体として山口市長の認可を受けた動機は、集会所の敷地が昔の部落代表者3名の共有として登記され、故人もおり将来登記が複雑になるのを恐れたためである。敷地の名義人の相続人は20名になっておりこの整理及び建物、土地の登録免許税を合わせて費用は20万円かかった。

4. 公社造林地の事例

やまぐち森と緑の公社(旧山口県林業公社)の契約地の内、共有は310件3,230haあ

る。この内に入会林野の代表者名義がかなり有るとみられる。

この共有地の契約のうち、変更のあった2例をあげる。

(1) 西居坂自治会

阿武郡阿東町嘉年上 契約面積 7.15ha
契約日 平成2年11月22日
契約者 佐伯一男、品川秀雄
西居坂自治会（平成9年2月14日阿東町長認可）に変更 平成9年3月14日
西居坂部落は、山間部の集落であり、殆ど転入者が居ないと見られる。保有資産として建物は公民館、土地は山林59.751㎡、他に雑種地がある。なお、阿東町は地縁による団体の認可数23で、県内の町村の中最も多い。

(2) 小郡町大字上郷字長谷契約地

契約面積 5.72ha
契約日 昭和60年11月26日
契約者 宗村哲夫、品川秀雄
委任の終了による代表者の変更 平成4年7月7日
代表者 本廣延蔵、森重保明
代表者名義では将来に不安があるというので、公社が指導して規約をつくらした。委任の終了による代表者の変更は司法書士の指導によるものである。

5. 豊北町大庭生産森林組合

組合員53名、経営面積21ha、入会林野整備により、昭和59年1月5日に設立された。事業収入もないので県民税20,000円、町民税50,000円、固定資産税22,080円は、大庭自治会から借入れている状況であり、解散してその財産である森林を大庭自治会（平成8年2月22日地縁による団体として認可）の資産とすることとした。平成10年12

月25日解散認可をうけ、もっか清算中である。

6. むすび

- (1) 地縁による団体の市町村長への認可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行われるものであるが、市町村の自治会活動への支援体制により、認可地縁団体の数が大きく違っている。
- (2) 地縁による団体の市町村長への認可申請は、集会所の不動産を保有するためであるが、転入者が殆どいない農山村の部落では、部落有林は、部落共有財産として認識されており、代表者名等で登記され、登記の名義変更が可能な場合は、市町村長への認可の申請は、(事業)に共有財産の維持管理に関する事。また、(保有資産目録)に山林を記載している。入会林野であるという認識はない。
転入者の多い都市近郊の部落では、部落有林は旧来の家の入会であると認識されており、市町村長への認可の申請は、資産目録に山林は記載されていない。
- (3) 生産森林組合が、業績不振のため、解散しようとする時は、部落が地縁団体として認可されていれば、組合の財産である森林をその団体の資産とするようである。

(参考資料)

地方自治法の一部改正平成3年4月2日
(地縁による団体の権利義務)

第260条の二

- ① 町または字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において

「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められてなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続して

いる区域の現況によらなければならない。

- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市長村長は、第一項の認可をしたときは、自治省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- ⑪ 第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、自治省令で定めるところにより、市長村長に届け出なければならない。
- ⑫～⑬ 省略

入会林野と法人の諸形態

愛媛大学法文学部 矢野 達雄

はじめに

入会権は近代以前における村落共同体の在り方と密接に関係し、個々の農民の私生活も村落全体の中で営まれていた。入会林野の性格として地縁性・閉鎖性が強調されることが多いが、かかる地縁性・閉鎖性は同時にそれを通して本来公共的機能を営んだものであったことを忘れてはならない。すなわち、私益性の貫徹を媒介として、公共的利益の確保に資していたのである。しかもこの入会林野の公益性とは、たんに部落＝村落共同体の共通の利益に資するというだけでなく、集落維持機能が同時に環境保全の機能を営む、すなわち都市住民をも含めた公共の利益に奉仕していることを忘れてはならない。

1966（昭和41）年入会林野近代化事業が開始されたが、これは入会権の私権への純化を通して部落住民の経済的地位の向上を図り、ひいては国民経済の上昇につなげるという観点が貫かれていた。そのような政策が成り立ちうるためには、「林業が市場経済システムの中で産業として成り立ちうる」ということが前提であったと考えられる。近代化政策の受け皿として、生産森林組合が指定されたのも故なしとしない。すなわち生産森林組合は、法人形態をとり、その意味で私権化＝近代化の建て前にも合致し、他方「所有・経営・労働三位一体の原則」はその具体的担い手が部落構成員と

指定されているかぎりに入会慣習とそれほど矛盾することなく運営することが可能と考えられたからである。

しかしながら、外材輸入の自由化および国産材価格の低迷は、この前提を簡単に崩壊せしめた。労働力は中山間村から流出し、農山村の過疎化を招いた。これが、今日のいわゆる「受け皿問題」（＝整備後の経営をいかなる形態にゆだねるか）の混迷を招いている背景である。

入会林野近代化法にもとづく入会林野整備の主な動機のひとつとして、権利関係の明確化＝所有財産の登記という動機があったことは否定できない。この興望をになったのが、さきにのべた生産森林組合であった。しかし、入会林野整備によって誕生した生産森林組合の多くは、木材価格の低迷・農山村の過疎化・後継者難等を反映し、経営の現状はきわめて不振である。とくに税金（法人税）の納入を加重負担と考えている生産森林組合が多い。すでに解散した、または解散を現在考慮中のものも少なくない。

生産森林組合にかわる法人として、どのような形態が考えられるであろうか。過去本研究会においても、さまざまな法人形態が取り上げられ、考察されてきた。まず、公益法人形態による林野管理の得失如何が検討された（第19回松原報告）。つぎに、1991（平成3）年地方自治法改正によって設置できるようになった「地縁団体法人」

の規定を入会集団に適用できないかとの話題は度々とりあげられた。さらに、1998（平成10）年「特定非営利活動促進法」制定によって設置できるようになった「民間非営利法人（NPO法人）」を、入会林野整備後の受け皿として利用できないかという意見もある（昨年度コンサルタント中央会議、寺尾報告）。

本報告は、入会林野を法人化する場合の諸形態について、その得失を考察することを目的とする。その手がかりとして、愛媛県および松山市の事例を紹介することとする。

その他入会林野あるいはもと入会林野で法人形態（株式会社、有限会社、宗教法人、一部事務組合、財産区、農事組合法人等）をとるものもあるが、これについては省略する。

I. 地縁団体法人について

地縁団体法人の全国一斉調査は、1996（平成8）年に行われて以来実施されていない。同調査によると、平成8年度現在の「愛媛県の地縁団体の名称別総数」は、表

1の通りである。

前述のように、1991（平成3）年地方自治法改正によって、地縁団体を法人化できるようになった。愛媛県において、「地縁団体法人」が認可されたのは平成6年度が最初で、以後平成8年度までに認可された「地縁団体法人」の総数は155団体、各年次における認可数は、表2のようであった。

ところで、1996（平成8）年度調査によれば、松山市の認可された「地縁団体法人」は5団体であったが、その後どのくらい増えているであろうか。松山市市民活動政策課での聞き取りによると、2000（平成12）年9月4日現在における松山市の法人化された地縁団体は、14団体であった。平成9年度以降今日まで9団体が新たに認可されたことになる。14団体の概要は、表3の通りである（表中○は、会長に電話でインタビューしたもの、◎は直接会長に面接し聞き取りを行ったものである）。

名称からすると、従来の町内会、自治会をそのまま法人に移行させたもののほかに、ニュータウンの自治会を認可地縁法人としたもの（これは、おそらく先の表1に

表1 愛媛県の地縁団体の名称別総数（平成8年度現在）

	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
市計	2,580	948	0	98	15	481	48	4,170
町村計	372	189	0	1,086	51	495	307	2,500
県計	2,952	1,137	0	1,184	66	976	355	6,670

表2 愛媛県の法人化された地縁団体

	6年度	7年度	8年度	合計
市計	58	13	24	95
町村計	40	12	8	60
県計	98	25	32	155

表3 松山市の認可「地縁団体法人」の概要

		認可年月日	名 称	所 有 財 産
◎	1	H6.2.8	東長戸町内会	土地、建物
	2	H7.5.18	大可賀町自治会	土地(宅地)、雑種地、倉庫
	3	H7.10.26	向陽ハイツ自治会	土地
	4	H8.6.14	桜ヶ丘団地自治会	土地(松山大から購入予定)
○	5	H9.3.10	北土居町町内会	田、宅地
◎	6	H10.4.15	久万ノ台町内会	土地(宅地)、原野、溜池、建物
○	7	H10.5.11	釣島町内会	神社、宅地、山林、保安林、草生地、墓地
	8	H10.5.19	山田自治会	集会所、宅地
	9	H10.8.13	東仙台町内会	団地集会所、ゴミ置場、公園、道路
	10	H10.12.3	吉藤宮ノ谷自治会	土地、建物
	11	H11.5.11	山西ハミングタウン自治会	土地(道路、公園)
	12	H11.6.9	勝岡町町内会	宅地
○	13	H11.7.8	生石町自治会	集会所、墓地、地上権(宅地)
	14	H11.7.8	堀江大西一町内会	宅地

は含まれていなかったものと、推測される)が存在することがわかる。

つぎに、所有財産の欄に注目すると、集会所やその敷地などが多く現われている。これは、集会所等を町内会もしくは自治会名義で登記するため一いつまでもなく、このような場合に備えることが平成3年立法の目的であった一に設立されたと推測される団体が多いことがわかる。しかし、中には、田、畑、原野、溜池、墓地等を所有する団体も存在する。このような団体に問い合わせたところ、地目は「田、畑、墓地」等となっても、土地利用の現状は宅地等になっているものがほとんどであった。しかし、こと釣島町内会に関しては、「神社、宅地、山林、保安林、草生地、墓地」など多様な土地を所有していることが、目につく。この点、釣島町内会長によれば、「これらの財産は、釣島の20人の共同財産

であったが、温泉郡中島町の名義となっていた。それを買い取り、釣島町内会の名義とするため法人化を計画した。山林等は入会のようなものである」という話であった。中島町名義となった経緯など不明な点もあるので、同町内会については、近々実地調査を実施したいと考えている。

Ⅱ. 公益法人について

つぎに、公益法人についてみてみよう。愛媛県の森林関係の公益法人は、8団体であった(表4参照)。うち、林業振興課所管のもの6団体、市町村課所管のもの2団体となっているが、この所管の別は何にもとづいているか不明である。

この8団体のうち、大洲市の(財)新谷公益会に赴き、聞き取り調査を行った。詳細については、別の機会に譲り、ここでは財団法人設立の経緯について述べることにす

表4 愛媛県の森林関係の公益法人(2000(平成12)年9月一日現在)
【林業振興課所管のもの】

	市 町 名	公益法人名	設立年月日
1	伊予三島市	(財)上柏公益会	1970(昭和45)年11月設立
2	〃	(財)下柏本郷公益会	1976(昭和51)年1月設立
3	〃	(財)中之庄地区公益会	1976(昭和51)年12月設立
4	西 条 市	(財)飯岡公益会	1968(昭和43)年5月設立
5	長 浜 町	(財)白滝公益会	1955(昭和30)年5月設立
6	〃	(財)出海地区有林管理会	1973(昭和48)年3月設立

【市町村課所管のもの】

	市町名	公益法人名	設立年月日
1	西条市	(財)氷見公益会	
◎	2	大洲市	(財)新谷公益会 1954(昭和29)年設立

る。

新谷公益会の所有する主な林野は、大洲市と五十崎町にまたがる神南山(約170町歩)である。神南山は、新谷藩政(1万石)時代は、藩主の鷹場であり、留山であった。町村制施行後は新谷村の一部となって、該地は村有林となった。

1954(昭和29)年に新谷村が大洲市に合併することになったときに、当該林野の大洲市への移行を嫌い、財団法人を設立して、地元で管理することになった。これが、新谷公益会である。村有林時代、林野からの収入は村の公益費(たとえば学校の建築費など)に充当され、村民の生活を潤していた。その実績を引き継ぐには、公益法人の形態が最もふさわしいと判断したと理事長は語っていた。

このほか、(財)白滝公益会は、昭和30年長浜町外5ヶ村が合併して新長浜町誕生のとき山林9町4反歩は新町に引き継がず、財団法人を設立して管理することとなったも

のである。同様に、(財)出海地区有林管理会も、昭和30年新長浜町への合併の際「旧町村有林は……合併新町資産より除外」するとの条件にしたがって、「部落代表23名に登記替えを行い実質は部落で管理運営しその収益は地区の公共事業に充当してきた」ところ、「登記上の権利と実質管理権が交錯し」将来に問題が懸念されるようになってきたので、財団法人を設立したものである。

以上のように、愛媛県の森林関係の公益法人は、町村合併の折り旧町村有林を部落に持ち戻す際に設立したものが多かった。

Ⅲ. NPO法人について

最後にNPO法人について、みてみよう。寺尾氏によれば、民間非営利法人(NPO)は、第1にその活動目的が多様で柔軟なこと、第2に構成員の居住地や出資財産の所在地との関連が自由であること、第3に生産森林組合より税法上有利な立場にあるこ

と、第4に設立がきわめて容易であること、第5に経済機能面でも不都合な点はないこと、などの特徴ないし有利な点をもっている。とくに第1の点から、「公益的活動であれば、広くかつ活動対象の森林に即して目的を設けることができる」利点があるという。

それでは、実態はどうであろうか。森林所有もしくは森林管理を目的とするNPOを発見することができるだろうか。

愛媛県のNPO法人は、2000（平成12）年9月現在、認証済みが15団体（平成11年度—8団体、平成12年度—7団体）、他に申請・関係書類縦覧中が1団体、都合16団体である。その他、経済企画庁認可分（県内に事務所を有するもの）2団体がある。

県認可団体の主たる事務所は、松山市（7団体、他に申請中1団体）、新居浜市（3団体）、今治市（3団体）、伊予三島市（1団体）、重信町（1団体）となってい

表5 林野に関する法人諸形態の比較対照表

		公益法人	生産森林組合	地縁団体法人	NPO法人
①法人格	(1)法人の性格	財団・社団	協同組合	地縁団体	民間非営利団体
	(2)法令上の根拠	民法	森林組合法	地方自治法260条の2	特定非営利活動促進法
②構成員	(1)構成員の範囲	(財)会員なし(社)通常限定	地区内の出資者 林業従事者	全住民を対象	限定はない
	(2)加入	限定	限定	任意	自由な意思による加入
	(3)権利義務	出役義務等ない場合も	通常出役義務あり	規約による	定款による
	(4)脱退	転出失権	転出失権	転出失権	転出失権しない
③運営	(1)規約など	寄付行為	定款	規約など	定款
	(2)収益分配	利益配当は禁止	利益配当は可能 従事割配当も可	利益配当は禁止	利益配当は禁止
	(3)解散・精算	残余財産は個人財産に復帰せず	個人分割、地縁団体法人になったものも		残余財産の持ち戻しは禁止
④税金および行政の関与	(1)法人税	均等割は減免	均等割は負担	均等割は減免	均等割は減免
	(2)所得税	収益事業からの所得は課税	〃	〃	〃
	(3)行政の関与	主務官庁の許可	都道府県	市町村長認可のみ監督権限なし	都道府県認証のみ監督権限なし
⑤入会権の存否		実態に即し判断	設立が近代化法によった場合は入会権は消滅	実態に即し判断	入会権は消滅

る。

これらの中に、森林所有もしくは森林管理を目的とする団体があるであろうか。NPO法人の目的はかなり広範かつ多様な目的が記載されているので、真の目的が那邊にあるか判定は簡単ではない。一応報告者の独断で、上記15団体を分類すると、福祉・医療・保健（4団体）、ボランティア・自立自助・地域社会建設（10団体）、環境保全（2団体）となった。このうち、森林管理と関係がありそうなのは、「環境の保全」を目的とする2団体であろう。しかし、うちひとつの「愛媛県有機農業研究会」（今治市）は、「有機農業の啓発、生産者と消費者の提携の拡大」等を行うものであり、また「エコロジーネットワーク協議会」は、関係者の話によれば、松山市総合公園の運営に携わるものであった。上記2団体は、どうも入会林野との接点はなさそうである。

以上のように、現在までのところ、愛媛県内のNPO法人で森林所有もしくは森林管理を目的とするものを発見することはできなかった。

IV. 林野に関する法人諸形態の比較対照

ここで、「林野に関する法人諸形態の比較対照表」（表5）を掲げておこう。忽卒の間に作成したので、誤りが存在するかもしれない。大方のご指摘をお願いしたい。

むすび

「はじめに」でのべたように、入会集団の性格を地縁性、閉鎖性、私益性と公益性の交錯の諸点において特徴づけられるとするならば、これともっとも集団としての性

格が接近しているのは、生産森林組合である。しかし、これが危殆に瀕していることは前述の通りである。これは、商品経済の全体システムの中で協業形態という理想を追求したために生じた現象であった。

生産森林組合について入会集団に近いのは、地縁団体法人である。地縁団体法人は、地域の構成員すべてに開かれていなければならない、また自治省事務次官通知によれば農業・森林経営をもっぱらにする団体に適用できないことになっている。しかし、集落の構成員すべてが入会権者であるような場合においては、地縁団体法人の規定を適用して入会集団の法人化をはかることが可能であるし、現にそのような事例が存在する。

つぎに、公益法人は、町村合併の際に旧町村有林を部落に持ち戻すために設立された例が多い。この場合には、旧来の入会集団が母体となっているケースが多く、したがって、入会集団との共通性が多くみられる。公益法人の設立にともなって公益性の性格は徐々に強まり、その反面私益性は若干の後退をみせる。集団の性格に近いことから、入会林野整備の受け皿として公益法人を設立することは、当然考えられる。しかし公益法人の設立には主務官庁の認可を要することから、容易でない。

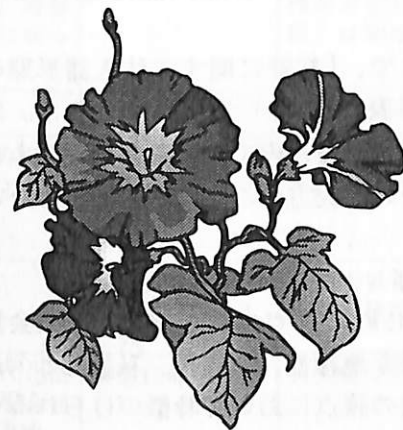
NPO法人は、地縁的性格が薄く開放性をもって特徴とする。また、「私益性の貫徹を媒介として、公共的利益の確保」につなげるというよりも、もっぱら公益性の視点にもとづいて運営することが要請されている。したがってNPO法人は、入会集団からもっとも集団としての性格が遠い。それゆえ現状のままでは、これが入会林野法人化の受け皿となることはほとんど考えられな

い。しかし、地元住民の意識の変化、森林管理への都市住民の主体的参加、行政の支援など、森林をとりまく環境・政策的枠組みが抜本的に変化すれば、NPO法人が入会林野の法人化への新しい受け皿になる可能性は開けるものと思われる。

【参考文献】

青島 敏「入会林野と公益法人」(『中日本入会林野研究会会報』6号、1985年)
武井正臣「地縁団体(自治会等)と入会権」(『中日本入会林野研究会会報』13号、1993年)

松原 功「公益法人についての検討—財団法人山田厚生会の事例について—」(『西日本入会林野研究会会報』19号、1995年)
寺尾 仁「入会をめぐる新しい枠組み」(『東日本入会林野研究会会報』17号、1997年)
岩崎忠夫「地方自治法の一部を改正する法律の概要」(『ジュリスト』982号、1991年)
妹尾克敏「『地縁による団体』の法人化とコミュニティの新局面」(『松山大学論集』9巻6号、1998年)



< シンポジウム >

司会 大宅 靖 昭 (長崎県林務課)
野村 泰 弘 (徳山大学経済学部)

発言者(発言順)

落合潤一郎(宮崎県森林保全課) 内本 好則(長崎県北振興局)
小部弥太郎(佐賀県林政課) 橋口 一(佐賀県伊万里市生産森林組合連絡協議会)
枚田 邦宏(鹿児島大学農学部) 田中 将(鳥取県林務課)
矢野 達雄(愛媛大学法文学部) 中倉 博之(佐賀県林政課)
屋野 恵美(熊本県林政課) 進 成具(福岡県庄内町産業課)
岡森 昭則(九州大学農学研究院) 日野 利昭(愛媛県林業振興課)
藤本 敏光(山口県林政課) 松原 功(山口県入会林野等コンサルタント)
清原誠二郎(大分県林政課) 加茂 二見(佐賀県生産森林組合協議会)
竹内 寿一(福岡県八幡農林センター) 江測 武彦(九州共立大学)
高尾 徳次(長崎県林業事務所) 岡野八州男(林野庁森林組合課)
西森 正信(高知県入会林野コンサルタント) 木村 敏彦(武雄農林事務所林務課)
中尾 英俊(西南学院大学法学部) 杉 秀秋(熊本県小国町)

司会(大宅)始めに生産森林組合に関する質問に関して議論し、次に地縁団体についての質問を議論することにする。

I 佐賀県における生産森林組合の現状と課題

(落合) 佐賀県では生産森林組合協議会を設立されているそうだが、その構成員や活動内容や財源等の詳細を教えてください。また、佐賀県の自治体レベルで生産森林組合への納税の減免措置がなされているとの報告があったがその他にどのような方法で生産森林組合への助成を行っているのか。
(小部) 佐賀県内には163の生産森林組合があり、入会団体の受皿としての農事組合法人関係2団体、合計165団体が加入してい

る。市町村関係は加入していない。財源として負担金をかつてより若干減額して毎年5千円を徴収している。事務局は県林政課内に設置し県職員が兼務した形になっている。活動内容は主に、経理経営の研究会、役員研修、育林コンクールの助言等を行っている。佐賀県内では入会林野整備はほぼ終了したという認識があるので入会林野整備推進のための協議会というより生産森林組合の経営指導のための協議会である。

法人住民税の減免について県議会でも議論されたが、生産森林組合に限って減免することはできないということで県民税分の2万円は徴収されている。もっとも、市町村分の5万円の均等割については減免をしている市町村が2つある。鳥栖市の条例で

は、「収益が上がらない法人」に限って64%分減免している、従って5万円のうちの3万2千円減免していることになる。また5市町村は税金を正規に徴収した上で助成金という形で還元している。

(枚田) 生産森林組合を設立する目的は、本来ならば林業経営のためであったはずである。しかし、開発に伴う所有権移転のために入会権を消滅させるために或いは公社公団に所有権移転のために生産森林組合を設立した例も数多く見受けられる。設立当時から木材生産を中心とする経営をあまり目指さない生産森林組合が多く設立されたと思うのだが。

(矢野) 確かに、本来の目的である林業経営ではなくそれ以外の目的、他には名義問題解決だけのために設立した組合も多くあったらと思う。経営を目的とした法律上の枠組の中で、戸惑いを感じた組合も多いことであろうと予想される。

(屋野) 入会林野整備を行う場合に整備後の管理形態として山林所有者の税制面等の負担が少なく実現可能な方法としてどういったものが考えられるか。

(岡森) 熊本県では入会整備後に個人分割するケースが多いのだが、個人分割ならば税金は固定資産税のみで生産森林組合と比較して税負担は軽いといえるだろう。しかし、森林管理のことを考えると個人分割ではやはり不十分であろう。

(藤本) 佐賀県で生産森林組合の設立が多いのは県の指導によるものなのか、また組合運営が厳しい中で県として助成措置は考えておられるのか。

(小部) 県として積極的に指導したという意識はなく、結果として多く設立されたのだと思う。また具体的な財政支援は考えて

はいないが、経営指導や育林指導等で支援していきたいと思っている。

(清原) 大分県には123もの生産森林組合が存在するが、助成という形での支援は行われていない。特に日田・玖珠地区に集中しているのだがその中で経営指導や組合員の研修会を催している。

(竹内) 納税するために各組合員からお金を徴収している場合、長期借入金として毎年会計処理をし、収入があった時点で返還しようと思っているのだが適法か。

(高尾) 個人からの借入れとするよりも、自治会或いは町内会から借入れるという形をとったほうがいいだろう。

(枚田) 小部氏の報告によると、奥竹生産森林組合では組合員35名が年間15日労務に従事しており、極めて活発な経営の様子が覗える。その要因は何か。年間15日の労務提供は組合員にとって重い負担になっていると思うのだが、労務提供の見返りといったものはあるのか。

(小部) 奥竹生産森林組合は鹿島市に位置し、桧の優良材生産に積極的に取組んでいる。まず指導者が適切な指導をしているといえるだろう。鹿島市の森林組合と緊密な関係を持ち、経営管理上の助言を積極的に得ているようだ。また生産森林組合の枠を超えて地域としてまとまりがあり域内の結束力の強いのも特徴である。

(西森) 小部氏の報告にあるアンケートの集計結果を見ると森林ボランティアと連携している組合が1組合で森林ボランティアを希望していない組合が70組合もある。その理由として「ボランティアでは山作りはできないと思う」という意見もあった。私自身も高知県においてボランティアを指導しているが、指導如何によっては女性でも

十分にチェーンソーが使えるようになる。むしろ彼らは森林組合員よりもよく働く。ボランティアとの提携は森林保全に極めて有効であることが高知県で既に証明されている。県として森林ボランティアの長所を広く各組合に告知し、ボランティアの指導者も育成してみてもどうか。

(小部) アンケート調査だけでなく直接にヒアリングも行ったが、森林ボランティアに関しては佐賀県下では保守的で消極的な意見が目立った。県でも数年前に森林交流隊事業というのを実施した。結果として山に対する思いが強い組合では根付き、山に対する愛情がない組合では全く成果が上がらなかった。ご指摘のように指導者や指導者の育成はとても重要だと思う。

Ⅱ 生産森林組合の解散における事務手続

(中尾) 小部氏の報告によると15生産森林組合が解散にあたって、地縁団体、代表名義、市町村へ移管もしくは名義変更になったそうだが、その移転原因は売却だそうだが税金に関する問題は生じなかったのか。

(小部) 3組合が売却したのだが、解散に伴って市町村が買収したということである。

(内本) 生産森林組合を解散しようとする場合に、財産処分の時期は解散決議の前になるのか後になるのか。また、仮に代表者名義とした場合に代表者に対する不動産取得税、所得税、登録免許税等の課税についてお聞きしたい。

(小部) 質問の回答ではないが、生産森林組合から地縁団体へ移行する際に、2つの問題の処理で議論となったそうである。一

つは地縁団体のもととなる区から組合への借入金をどう処理するか、もう一つは組合を解散してから、新たに設立した地縁団体へと財産を移転する際の贈与税等の解釈についてだったそうだ。また、解散に伴う経費として司法書士に20万円支払った記録が残っている。

(橋口) 私の地区では8月に地縁団体の認可を得た。生産森林組合を解散して財産を地縁団体へ移転させようと思うのだが土地や立木の課税基準等を教えて頂きたい。

(岡森) 例えば生産森林組合を解散して地縁団体に山林を寄付する場合に、解散前に寄付して組合財産がなくなって解散するのか、或いは解散後に清算した後に寄付するのどちらが効率的なのだろうか。

(小部) 解散時の簿価から損金算入後に清算所得として賦課されることになる。

(高尾) 解散するにあたって最も重要なことは清算所得が生じるかどうかである。清算所得の計算方法としては、土地については固定資産評価額に評価倍率をかけて算出し、立木については杉・桧別に見積もればよい。一般的には清算人の評価する評価額で税務署も納得するであろう。

司会(大宅) 生産森林組合の評価は時価ということになるのではないかと。評価方法は多様なので専門家からの助言を得たほうがよいであろう。

(田中) 鳥取県では98ある生産森林組合のうち過半数が休眠状態であり、約20組合が解散を希望している。解散の手続にあたっては司法書士や行政書士に委託していた組合も過去にあるのだが、解散を希望する組合に対して県としてはどこまで関与すればいいのだろうか。

(小部) 佐賀県では独自に生産森林組合の

活動の手引きを作成しており、解散の認可までの手続を県として指導するようにしている。清算後の形態等に関する質問には過去に解散した組合の事例等を示すようにしている。ただ、納税や手続の詳細はこちらでも把握しきれないところがあるので事務に関しては司法書士や行政書士に委ねても問題はないと思う。

(中倉) そもそも生産森林組合を設立するのも自由であり解散するもの自由であるので、その決定には我々行政としては関与せずに組合自身に委ねなければならないだろう。清算人は組合総会で決定されるのだが、多くの場合は組合長や組合の議長がされるようだ。

(竹内) 解散の流れとしては、総会で清算人の指名、知事の認可後に、解散の登記、清算人の登記、清算法人という形で存続することになり、清算総会で清算するという形になっている。

(進) 我が庄内町内には生産森林組合を設立したいという意欲のある地区が2、3存在している。しかし、金銭的にどれだけ負担せざるを得ないのかが地区住民の一番の心配となっている。負担金や収入を得る方法についての助言を頂きたい。

(岡森) 生産森林組合を設立した後での問題点とは収入がないのに税金は支払わなければならない場合がある、ということである。何も事業を起こさなければ勿論収入を得ることはできない。だが例をあげると保育事業を行えば補助金を得ることはできるのである。まず、第一に組合個々が経営努力することが前提であろう。

Ⅲ 地縁団体での森林管理の意義

司会(野村) そもそも地方自治法第260条の2の地縁団体というのは地域の町内会や自治会等が集会所等を所有していた場合に、法人化してその所有権登記を容易にすること等を本来の目的としている。数年前より当研究会でも入会地を地縁団体という方法で維持管理できないものか、との問題提起があり、更に生産森林組合の解散後の受皿として活用できないものか、との意見も出ている。それではこの地縁団体にかんして議論していきたい。

(日野) 地縁団体として法人化することによる利点にどのようなものがあるのか。入会林整備の受皿として地縁団体法人を考えると長所がなければ認可申請はしないとと思うのだが。

(松原) 野村氏が述べたように、かつては町内会等が法人格を有していないので集会所等の不動産は代表者名義で登記せざるを得ず、そのことが原因になり様々な問題が生じていた。これらの問題を解決するために地方自治法第260条の2に地縁団体の権利義務が規定されるようになり、法人格を有しての不動産の登記が容易になったのである。

法人格を有し登記が容易になるということのために大きな誤解が生じているようであるが、自治省行政局行政課理事官通知(平成3年4月3日)にもあるように、勿論これは通知であって法的拘束力を伴うものではないが、そもそもこの条文は入会林野を管理することを全く想定していない。仮に広大な山林を地縁団体の管理として収益が上がったとしても収益が分配されることはないし、税制上も基本的に優遇されることはない。私を知る限り山口県において地縁団体が山林を保有していてもたいした

山林の面積ではない。従って入会財産を地縁団体として維持管理することにはそれほど意義があるものではないのではないかと考えている。

(加茂) 山口県においては地縁団体が発展的に進んでいるようだが、今迄のように生産森林組合を継続したほうがよい組合と地縁団体に移行したほうがよい組合とがあると思うのだが。地縁団体のほうが税制面で有利なのではないか。

(松原) 一般的に言って生産森林組合はかなりの面積の山林を保有している。無論、現時点では経営状況はよくないかもしれないが、経営するにふさわしい面積を有している場合は地縁団体を考慮せずに現状維持で私はいいと思う。山口県では生産森林組合の数は少ないのだが、解散を考えている組合の多くは20ha程度の小規模な組合のようである。規模が小さいので税金の負担も重荷となっているのだろうし、将来の見通しもよくないということだろう。解散後の問題として清算手続の費用がどれだけかかるのか、清算された残余財産を地縁団体に移行する際の手続はどのようなものか、ということである。

(加茂) 私の所属する生産森林組合では昭和46年に設立され、組合員85名、面積約100町歩を有している。毎年間伐を5町、下刈を7町程度行っており、年間150万以上の補助金を得ている。賃金の問題もあるが、全ての組合員に最低3日労力を提供するように総会で決議している。自分達の山は自分達の労力で管理しようということに組合員の理解を求めることが大事なのではないか。我々は以上のような運営をしているので当面は地縁団体に移行する必要性はないと思っている。

(西森) 加茂氏の所属する生産森林組合は経営が円滑に行われて立派なものだと心から尊敬する次第である。今回の研究会では地縁団体に関して報告されているが、地縁団体では林地を利用しての収益事業はできないものと理解している。生産森林組合はあくまでも森林経営の組織であり、その生産森林組合を解散してまで地縁団体へ移行するメリットはどこにあるのか。

(岡森) 生産森林組合と比較して地縁団体の大きな特徴として新たな転入者を拒むことはできないことと、収益事業を目的とすることはできない、という二点がある。生産森林組合だと収益に応じて出資割配当や従事割配当があるのに比べて、地縁団体の有する山林で収入があっても個人には分配することはできない。今後も収益がほとんど見込めず経営が成り立たないような小規模の生産森林組合であれば地縁団体の管理に移行しても問題はないといえるかもしれないが、杉桧を植林保育してようやく伐採時期にさしかかっている組合が多いと思われるのにこの時期に移行しようとする各組合員をどのように説得すればいいかとの問題もある。ただ、転入者が将来も殆ど見込めず、組合員と地区の住民が同一の場合には地縁団体に移行して地区の財産として維持管理しようとするのはひとつの方法ではあろう。

Ⅳ 入会集団から地縁団体へと管理を移行することの意義

(中尾) 入会林野近代化事業は昭和30年後半から40年にかけての発想であり、地縁団体とは平成になってからの発想であるので、入会林野整備は地縁団体での管理とは全く予測されていないものである。なぜこ

のようなことが議論されているのだろうか。それに私自身も地方自治法260条の2の規定に関して、法務省から林野庁への相談といったことは全くなく、入会集団や生産森林組合での運用を全く想定していないと林野庁担当者から聞いている。松原氏の報告にあるように入会団体や生産森林組合を直ちに地縁団体に移行するというには全く意味はない。確かに登記名義で問題となっている入会集団はあるであろうが、代表者名義で登記されていれば「委任の終了」によって代表者名義を変更することが最良の方法であると思う。だが、何某外何名で登記されている場合には入会林野整備するほうが賢明であろう。入会林野近代化法による最大のメリットは知事による嘱託登記である。よって全員の印鑑証明書等は不要である。地域性の強い入会集団を消滅させて生産森林組合を設立したにもかかわらず、再び地域そのものの地縁団体に移行させようというのはナンセンスではないか。

(岡森) 入会地である林野を地縁団体へ移行した場合には入会権者の取扱いや入会権がどのように取り扱われるのだろうか。今後問題が生じるであろう。

司会(野村) 入会権の場合には転入者に対しては事実上制限のある慣習がある地域がほとんどなのだが、一方で地縁団体となると転入者を拒むことができない。

(江淵) 私はなぜ入会集団や入会権を嫌うのか理解に苦しむ。登記名義に対する不安等が理由と思われるが、そのまま放置しておく、という方法もあるのである。登記名義を原因として具体的に紛争が生じているのなら別として、あまり登記にはこだわらずに従来の慣習通りに維持管理されてよ

しいと思う。生産森林組合を設立したのはいいが、経営が困難であるから解散したいという組合が多いように聞いているが、設立当初からぼたんの掛け違いでもあったのではないか。ぼたんを掛け違えたからといって新たに地縁団体というぼたんに掛け直すよりは寧ろ、掛け違えた生産森林組合の現状のほうが事態をより複雑化せずすむと思う。今後は農林業の高度利用を第一の目的としない入会地の近代化は問題となるであろう。そもそも入会権というのは非常に強い権利である。入会権は古臭いといわれるが寧ろ入会権を近代化しようとする考え方自体が古臭いように思われる。

司会(野村) 地縁団体の税制についての質問が来ている。

(橋口) 地縁団体に対する税制面について伺いたい。

(矢野) 地縁団体の法人税の取扱いについては地方自治法260条の2の第16項によると「……認可を受けた地縁団体は、法人税法その他法人税に関する法令の規定については、……公益法人等とみなす。」とある。国税である法人税については公益法人と同様に法人税法に規定された収益事業からの所得については課税、収益事業以外からの所得については非課税である。地方税では税法上の収益事業から生じた所得に対しては課税され、法人県民税及び法人市町村民税の均等割は所得の有無にかかわらず原則として課税される。愛媛県においては法人県民税の均等割は申請があれば減免している。

(枚田) 地方自治法260条の2第1項についての自治省行政課長通知と現実とのギャップにかんして問題とはならないのか。

(矢野) 問題があると思う。地縁団体と入

会集団というのは全く異なる集団であり、特に構成員の範囲が異なっている。入会権を消滅させて地縁団体にするというのはナンセンスではあるが、現実には例はあるのである。このことをどう考えるかである。我々はこうした現実の背景を考える必要があるだろう。それに地縁団体は市町村長が認可するわけだが、認可後の監督責任はない。また認可への対応は各市町村の裁量に委ねられ、ばらつきが見受けられ懸念している。せめて山口県が作成しているようなガイドブックなり統計等を集計する必要があるのではないだろうか。

(松原) 山口県では県としての指導は同一に行っているようだが、市町村により熱心なところとそうでないところに分けられる。宇部市では認可地縁団体数が90団体と非常に多いので電話で尋ねたところ、各町内会に「暮らしのガイド」という冊子を配布しており、その中で地縁団体に触れているようだ。更に関心のある町内会向けに「地縁団体の認可手続の流れ」というガイドブックを作成配布しているようだ。報告にあるように県内では山口市、宇部市、防府市で認可地縁団体数が多いのだが、行政としての取組みが熱心である結果といえるのではないか。

(枚田) 入会林野整備の受け皿としていろいろな考え方があろうかと思われるが、受け皿の目的や性質を正しく理解されていない場合が多いと思われ、今回議論されている地縁団体もその二の舞になりかねないのではと危惧している。岡森氏の報告によると萩尾生産森林組合の組合員は26名で、認可地縁団体としての萩尾区は36世帯と生産森林組合と地縁団体の構成メンバーが異なっている。このことによる問題は生じてい

ないのか。特に地縁団体の資金として生産森林組合の山林の売却費を充当している点など問題を生じると思うが。

(岡森) 聞取調査によると数字の上では生産森林組合の組合員数と地縁団体の世帯数は異なっているが、萩尾区内においては生産森林組合員と地縁団体の構成員はほぼ一致していると認識しているようであり、地縁団体の資金として生産森林組合の山林の売却費を充当していても反論はないようである。生産森林組合が住居を建設し賃貸するというのは生産森林組合の主旨に反するので山林の売却益を地縁団体に寄付し、萩尾区として住宅を維持管理しようとしたようである。山林は篠栗町に4千万円ほど購入してもらいあと農協から2千万円ほど融資してもらう予定だという。ただ、このことは収益事業ではないかとの意見もあったが、議論の結果、月3万円として3件で9万円を維持管理費として徴収するのは妥当であろうということで、所得税を賦課しないという結論になった。

司会(野村) 将来的には生産森林組合を解散して全てを地縁団体に移行するつもりなのか。

(岡森) 長年に渡って育林してきており適切な管理もなされており、全てを完全に地縁団体に移行するという意思は全くないようだ。

(野村) いわば二重構造のままだと区の人達が混乱するのでは。2団体の法人の納税をしているということになるが。

(岡森) 地縁団体の納税は県の均等割2万円分のみのものである。とにかく小学生のいる世帯に萩尾区に住んでもらいたい、というのが目的である。

(加茂) 法人化された地縁団体と現況の生

産森林組合とNPO法人との違いについての詳細をお聞きしたい。

(矢野) 構成員から分析すれば地縁団体は地縁によってであるし、生産森林組合も地域性を有する一方でNPO法人には地域性はない。地縁団体や生産森林組合は閉鎖的であるが、NPO法人は主旨に賛同すれば地域はどこでもよいので開放的である。

生産森林組合は組合員が各自財産を出資して設立された協同組合であり収益の配分は可能である一方、地縁団体は地域全体の公共の福祉を目的としており、NPO法人も公益的、公共的活動を目標としている。法人税に限って言うと生産森林組合は勿論課税されるが、地縁団体やNPO法人は公益法人とみなされているので減免されることが多い。

(西森) そもそもボランティアというのは仕事2割遊び8割である。私が関係しているボランティアは森林救援隊と称しており、ボランティア内の運営委員らと議論するのだが、PRもすべきだという意見や法人化すべきだとの意見も出ている。NPO法には森林整備というそのものズバリの項目はないので、私が思うに、環境の保全を目的とする団体はNPO法に適用されるだろうが、間伐を行ったり、広葉樹の植林を行う森林の整備を目的とするのはNPO法の主旨とは異なるのではないか。

(矢野) 森林整備を目的とするNPOの法人化は可能であると私は思っているし、森林の整備というのは環境の保全をうたうNPO法の目的に沿うものであると考えている。NPO法は12の分野に限定しているが、森林整備はその中の「環境の保全を図る活動」にあふさわしい活動であろう。メリットとしては、法人格を有するので団体名で契約や

登記することができることである。外部へのPRも容易になるのではなかろうか。

(中尾) 矢野氏の報告にある松山市の法人化された地縁団体に釣島町内会の所有財産に神社、山林、草生地、墓地があるが所有名義は如何だったのか。

(矢野) 当初は中島町名義で登記されていたようだがその後3名の代表者名義で変更したらしい。相続等のトラブルを未然に防ぐためにこの地縁団体名義にしたようである。

(中尾) 林野庁には入会に関係する地縁団体についての質問ないし具体例は存在するか。

(岡野) 地縁団体は我々の管轄外であるのでそのような例は聞いたことがない。

(中尾) 地縁団体の加入者の要件は世帯単位でなく個人単位になっている。このことは地域内であれば乳幼児でも未成年者でも地縁団体の有資格者ということの意味している。かつて生産森林組合内で山林の売却をめぐる組合員資格を有するかについて争われた裁判があった。売却推進派が新たに組合員を加入させ売却を有利にしようとしたのだが裁判所は新たに加入した組合員は資格を有しないとの判決を下した。地縁団体の定款の改正は4分の3以上の同意がなければならない。仮にある業者が地縁団体の所有する土地を買収したいとすれば、いくら地域住民が反対しても社員らを区域内の4分の3を満たすまで住民登録をし、定款を改正すれば容易に売却が可能になるのである。幸いなことにこのような紛争は地縁団体においては未だ起きてはいないようであるがこのような危険性があることを指摘しておきたい。入会林野において地縁団体に関する議論はおやめになったほうがい

いと思っている。

(江淵) 矢野先生は入会集団については法人化の方向が望ましいというお考えか。

(矢野) 地縁団体の調査をして聞いた話だが、登記名義人が自分の土地であると主張し裁判になり和解にはなったが入会地の半分は名義人の所有地となった例があったそうだ。権利者の人達には登記名義にかんして強い不安があるのは否定できない事実であろう。地縁団体を市町村長が認証するという方法は地方自治法により道が開かれたが、同様な発想で入会集団として認証される道が開ければ入会権者の不安も解消され、問題もなくなると思うのだが。

(木村) ある集落に転入者がいるのだが、その転入者は部落有林の育林の仕事等で集落の務めを果たしているのだが、その転入者には入会権は発生するのだろうか。

(中尾) 入会権はそれぞれの慣習に従うのでその集落の慣習を知らないのでは何とも言えないが、一般的には西日本においては都市近郊の入会集団は資産価値の上昇の可能性があるためか転入者を認めず、過疎の地区では人手不足のためか転入者を認める傾向にあるようだ。ただ、質問にあるように育林等の仕事はさせておきながら利益は配分しないとなると大きな問題となるだろう。

(江淵) 基本的には地域内の住民自治会と入会集団とは本質的には異なっている。混同されないようお願いしたい。

(岡森) ちなみに今回調査した萩尾区を例にとると、かつて入会集団だったころの慣

習は、分家は5年、他地区からの転入者は10年まじめに財産の維持管理に従事したものは総会に諮り加入を認める、という慣習だったようだ。

(杉) わが町は近い将来に町村合併を控えている。町有の入会地があり収益は地域の運営に活かされているのだが、入会権者らは合併後にも今迄と同様に入会利用したいとの希望があり、合併後も今迄のように入会利用できるのかが、不安になっている。そのために合併前に入会林野整備を行ったほうがよいのではと思っている集団がある。どのような方法が最善であるか教えて頂きたい。

(中尾) 入会林野整備をする方が良いのかそのままにする方が良いのかは難しいところだろう。財産区として入会利用する方法もなくはない。南小国町は畜産が盛んな地域であるので仮に入会林野整備をするならば生産森林組合ではなく農事組合法人のほうがよいであろう。

(矢野) 公益法人にするという方法もあるのだが、小国町の入会利用では収益があるようなので、公益法人では収益があっても各自への配分はできないのが問題となる。

(加茂) この度は当佐賀県におきまして第25回西日本入会林野研究会が催され、発表者をはじめ関係各位の御尽力により活発な意見交換がなされ盛会のうちに終了しましたことに佐賀県生産森林組合協議会会長として深く感謝する次第であります。今後も当研究会の益々の御盛会を願ってやみません。

<大会記事>

西日本入会林野研究会第25回大会は、平成12年10月18日～20日に佐賀県武雄市で、宿泊は厚生年金「ハートピア武雄」、シンポジウムは「武雄市農協会館」において、120人の参加をえて開催された。地元佐賀県の地方事務所、市町村、生産森林組合などからも多数の参加があり、盛会な大会であった。

19日のシンポジウムでは、林野庁森林組合課長の小林裕幸氏、佐賀県農林部副部長

の納富洋氏には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶をいただいた。また、問題提起者には佐賀県林政課の小部弥太郎氏、九州大学農学研究院の岡森昭則氏、山口県入会コンサルタントの松原功氏、愛媛大学法文学部の矢野達雄氏、この4人の方々に快くお引き受けいただき、貴重なご報告をいただいた。感謝申し上げる次第である。

<総会報告>

西日本入会林野研究会の総会は、10月19日のシンポジウムの昼食前に開催され、榎崎正雄氏（福岡県林政課）の議長のもとで進められた。総会では、会務報告（平成11年9月～12年8月）、会計報告（同）、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地と次期役員を選考について審議され、以下のとおり決定された。

I. 報告事項

1. 会務報告

（第25期、平成11年9月～12年8月）

(1) 活動日誌

（平成11年）

11月16日～11月18日 第24回大会開催（島根県松江市）

（平成12年）

4月1日 中日本入会林野研究会会報第20号受領

5月15日 佐賀県担当者と第25回大会の打ち合わせ（佐賀県庁）

6月2日 東日本入会林野研究会会報第20号受領

8月10日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認」の文書発送

8月10日 東・中日本入会林野研究会会報第20号を運営委員に発送

8月10日 「西日本入会林野研究会会報第24号」を会員、運営委員、関係機関等への発送

8月10日 「西日本入会林野研究会第25回大会」の案内状の発送

8月10日 「会員の確認及び会費の徴集について」の依頼状の発送

(2) 会計報告

（別紙の通り）

II. 審議事項

1. 次回（2001年）開催地について
岡山県内開催の予定で準備を進める。岡山県担当者より内諾をいただいた。

2. 役員を選考について
新役員については、以下の方々が選出された。

(1) 市町村関係

中原 靖廣

（福岡市森と緑のまちづくり協会）

近藤 功（愛媛県別子山村経済課）

(2) 県関係

森 文子（岡山県林政課）

日野 利昭（愛媛県林業振興課）

落合潤一郎（宮崎県森林保全課）

屋野 恵美（熊本県林政課）

小部弥太郎（佐賀県林政課）

(3) 大学関係

江淵 武彦（九州共立大学経済学部）

矢野 達雄（愛媛大学法文学部）

中尾 英俊（西南学院大学名誉教授）

岡森 昭則（九州大学農学研究院）

(4) 監事

松原 功（山口県入会コンサルタント）

西森 正信（高知県入会コンサルタント）

研究会代表委員：

中尾 英俊（西南学院大学名誉教授）

事務局担当：

岡森 昭則（九州大学農学研究院）

研究会事務局の住所と連絡先

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1

九州大学農学研究院森林政策学研究室内

西日本入会林野研究会

事務局担当 岡森 昭則

TEL 092-642-2876

FAX 092-642-2877

西日本入会林野研究会第25期会計報告

(自 平成11年9月1日 至 平成12年8月31日)

(単位：円)

項 目	前 期	今 期	適 用
1. 前期繰り越し	27,310	135,220	
2. 会 費	132,500	114,500	229人
3. 大会参加費	396,000	184,000	46人
4. 会報売り上げ	0	500	1冊
5. 利 息	271	115	
6. 大会補助	50,000	0	島根県大会事務局より
7. 寄 付	10,000	24,017	
収 入 合 計	616,081	458,352	
1. 会 報 費	269,625	269,625	
2. 会場係旅費	38,800	85,320	
3. 連絡旅費	77,080	0	佐賀県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	61,400	42,660	
7. 通 信 費	17,308	12,296	
8. 謝 金	5,000	0	
9. 事務局費	11,648	2,408	
支 出 合 計	480,861	412,309	

平成12年10月18日

西日本入会林野研究会 代表委員 中 尾 英 俊

会 計 監 査 報 告

第25期の会計処理は適正になされ、何ら以上のなかったことを認めます。

平成12年10月18日

監 事 松 原 功

監 事 西 森 正 信

第26回シンポジウム

「入会林野・生産森林組合と森林管理」

2001年11月 岡山市にて開催

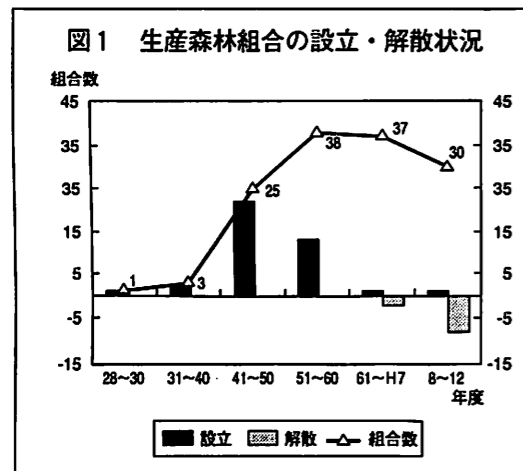
岡山県の生産森林組合の現状と課題

岡山県組合指導課 小 椋 秀 司

1 岡山県における生産森林組合の現状

(1) 生産森林組合数と経営面積

昭和29年に本県最初の生産森林組合が設立されて以来、組合数は次第に増加し、昭和60年には38組合あったが、近年解散する組合があり、現在では30組合が活動をしている(図1)。その設立の動機を見ると、



昭和41年の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」の制定に伴い、入会林野整備の受け皿として設立されたものが多い(表1)。

生産森林組合の経営面積は、平成12年度末で2,026haあり、その人工林率は46%と民有林全体の39%を上回っている。

1組合当たりの平均で見ると、組合員数

表1 生産森林組合設立の動機

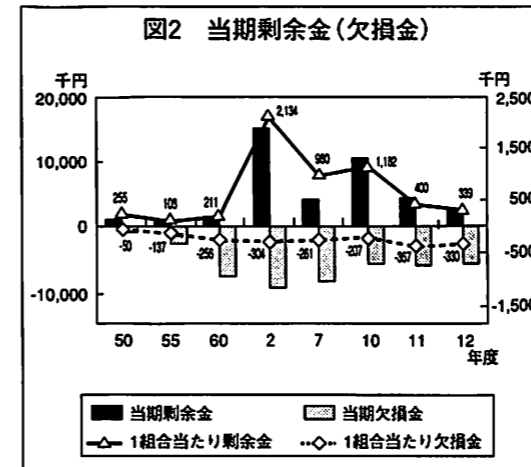
設立の動機	組合数
入会林野等を整備するため	25 (83%)
その他	5 (17%)
計	30 (100%)

は69人、経営面積は68haとなっている(表2)。この経営面積を規模別に見ると、10ha未満の小規模組合が7組合と全体の23%を占めており、経営基盤の弱さが生産森林組合の積極的な事業展開を困難なものにしている(表3)。

(2) 財務の状況

30組合のうち平成12年度に当期剰余金を計上した組合は7組合で、1組合当たりの剰余金は339千円、一方、欠損金を計上した組合は17組合で1組合当たりの欠損金は330千円となっている(図2)。

また、前期繰越剰余金、準備金及び積立金を合わせて剰余金がある組合は10組合であり、多くの組合は累積した欠損金を借入金等で補っている状況にある。

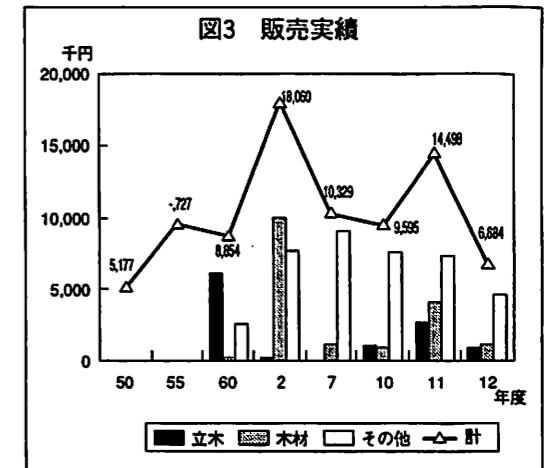


(3) 販売事業の実施状況

平成12年度において、販売事業を行った組合は10組合で全体の3分の1となっている。販売事業の具体的な内容をみると、立木及び木材を販売した組合はわずか3組合で、販売額は2,160千円に過ぎない。成育途上の森林が多いことや木材価格の低迷などから、森林経営の中心となるべき立木及び木材の販売事業が各組合であまり行われ

ていない状況が分かる(図3)。

また、その他(まつたけ販売等)において販売実績を計上した組合は8組合で販売額は4,724千円となっている。



(4) 森林整備の実施状況

森林整備の実施状況をみると、平成12年度に新植を実施した組合は1組合で、面積は3haであった。新たな森林造成はほとんど行われていない。

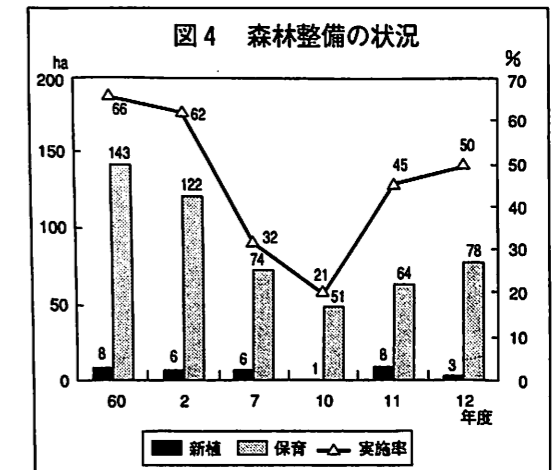
また、保育を実施した組合は15組合で、その面積は78haであった(図4)。最近5年間を見ると、森林整備事業を実施している組合は50%以下となっている。

表2 生産森林組合の推移

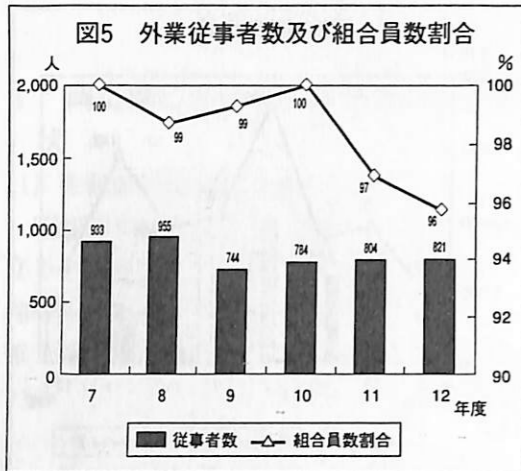
年度	設立組合数	組合員数(人)	経営面積(ha)	1組合当たり	
				組合員数(人)	経営面積(ha)
昭和45	10	404	850	40	85
50	25	2,443	1,093	98	44
55	30	2,559	1,418	85	47
60	38	2,971	1,968	78	52
平成2	37	2,773	1,996	75	54
7	37	2,696	1,961	73	53
12	30	2,061	2,026	69	68

表3 規模別経営面積(12年度末)

経営面積	組合数	比率
10ha未満	7	23
10~30	3	10
30~50	5	17
50ha以上	7	23
100計150	5	17
150~200	2	7
200~300	-	-
計	30	100



また、これら事業はほとんどの組合が組合員のみで実施しているが、2組合で業務の一部を森林組合等外部へ委託している。(図5)。



(5) アンケート調査結果
別紙のとおり

2 問題点とその要因

- 継続的な事業収益が見込めない。
 - 経営規模が脆弱
 - 木材価格の低迷
 - 人工林の大半が成育途上の森林
 - マツタケ生産量の減少
- 労働力不足のため、必要な施業が実施できない。
 - 組合員の高齢化の進展
 - 後継者不足
 - 組合経営に関する参画意識が薄れてきている。
 - 森林組合法に規定された常時従事義務の制限があり、外部委託を拡大できない。
- 財務状況の悪化
 - 固定資産税や法人税の均等割額を納付するため、組合員等に対する累積債務

が増加している。

- ・脱退者の払戻金により出資金が減少

3 課題と対応策

<安定した収入の確保>

- ・組合員への利益還元が組合の主目標であることを忘れず、将来ビジョンを描き、事業活動に取り組んでいく。特に、収入間伐等を行うことができる資源状況にある場合は、補助制度の活用により計画的な実施を行う。
- ・森林施業のみの経営が難しくなっている中、食用きのこや木炭生産等特用林産物の生産に取り組むなど経営の多角化を図る。

<労働力の確保>

- ・所有林を地域の森林レクリエーションの場として提供するなど、地域の核となる活動を行い、組合員の帰属意識を高める努力をする。
- ・森林組合法を見直し、常時従事義務や雇用制限(法第95条)を撤廃し、分収林契約や森林組合等への全面委託を可能にする。

<財務の健全化>

- ・生産森林組合の活動支援のため、法人税等税制の優遇措置を図る。
- ・経営面積が小さい組合や債務超過に陥った組合等については、これ以上財務状況を悪化させないため、所有林の公有林化(譲渡・買い上げ)等による組合の解散を検討する。

4 まとめ

これまで地域の森林整備を担ってきた生産森林組合だが、ほとんどの組合は組織体制・経営基盤が脆弱で、木材価格の低迷

等から経営意欲が減退するなど、その事業活動は低調な状況にある。

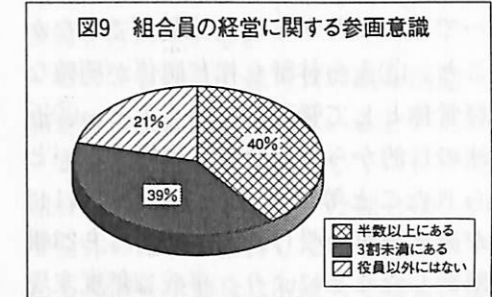
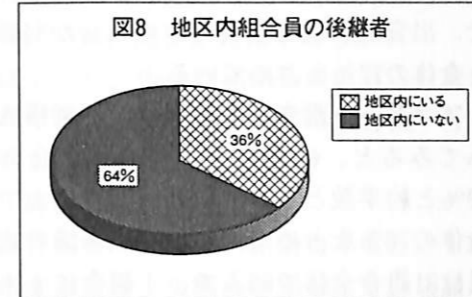
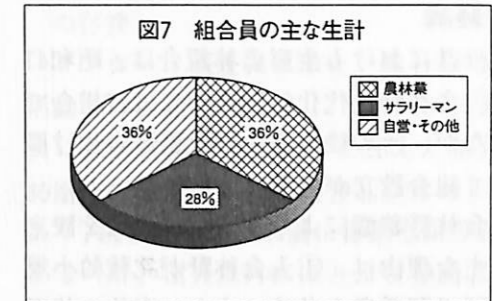
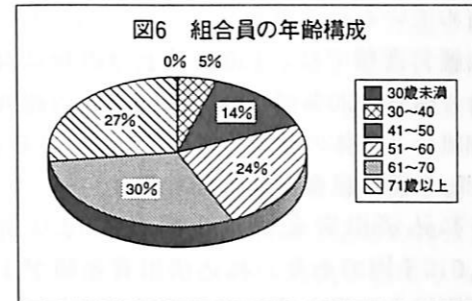
また、近年、組合員の高齢化や後継者不足から出資と労働の提供という制度が実態

と合わなくなっている。現在、国において生産森林組合のあり方が検討されているが、実態にあった制度改正が行われ、組合の活性化が図られるよう望んでいる。

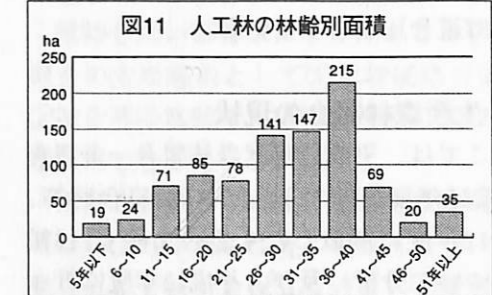
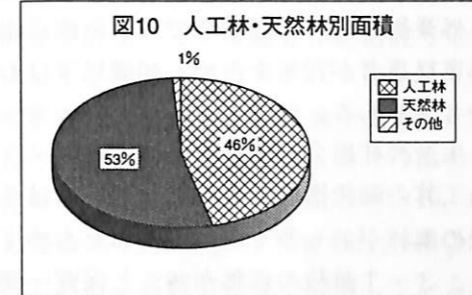
(別紙) 生産森林組合アンケート結果(平成12年5月)

回答数/組合数 28/31

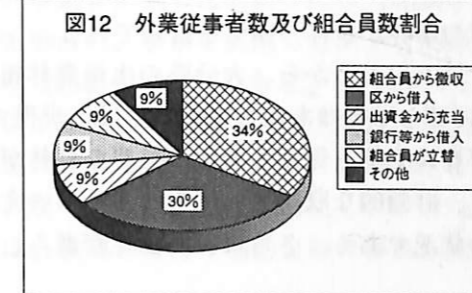
1 組合員等



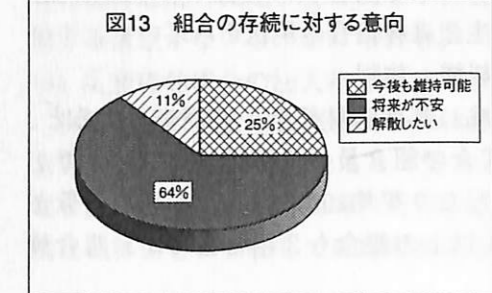
2 経営森林の状況



3 納税方法



4 組合の存続に対する意向



大分県における生産森林組合の現状と今後の森林管理

大分県林政課 市川陽子

1. 大分県における生産森林組合設立の経緯

大分県における生産森林組合は、昭和41年の入会林野近代化法制定時には17組合であったが、その後の入会林野整備の受け皿として組合設立が急激に増加した。

入会林野整備により生産森林組合を設立した主な理由は、①入会林野が比較的小規模面積で関係者も多く、また、森林の状況が均一でないことから個人分割ができなかったこと、②入会林野を権利関係が明確な協業経営体として管理していくこと、③近代化法の目的からも組合設立は好ましいと考えられたこと等であり、これまでに143組合が設立認可を受けたが、そのうち23組合が解散したことにより、平成12年度末現在では120組合（うち入会林野整備によるもの87組合）となっている。

2. 生産森林組合の現状

ここでは、平成11年度森林組合一斉調査（平成11年度当時123組合中122組合回答、うち12年度に解散した4組合を除く118組合について分析）及び、平成11年度に行ったアンケート調査（123組合中81組合回答）から生産森林組合の現状をみていく。

(1) 組織・体制

平成11年度森林組合一斉調査によると、118組合の組合員の総数は、11,831人で1組合当たり平均100人である。組合員数が500人以上の組合も3組合あるが、組合員

が50人以下の組合が89組合で全体の75%を占めている。

経営面積では、100ha以上の組合は24組合で全体の20%であり、50ha未満の組合が68組合と全体の58%を占めている。さらに、10ha未満の組合も8組合ある。

払込済出資金額は1組合当たり平均4,315千円であり、払込済出資金額が1千万円以上の組合はわずか8組合である。また、出資金が現物出資のみの組合が84組合と全体の72%を占めている。

アンケート調査から組合員の年齢構成をみると、60歳以上の組合員が全体の49%と約半数となっており、51歳以上では全体の76%を占めている。30歳未満の組合員は81組合全体で63人で、1組合に1人いるかいないかの状態である。

外業従事者の年齢構成では、51歳以上の外業従事者が72%を占め、40歳以下はわずか8%である。

生産森林組合が所有するスギ・ヒノキの人工林の齢級構成をみると、スギでは7齢級の森林が最も多く全体の22%を占めており、3～7齢級の森林が69%と保育・間伐の必要な森林が多い。ヒノキは、6齢級以下の森林が全体の78%を占めている。

以上のことから、大分県の実産森林組合は、ばらつきはあるものの大半は小規模で、所有人工林も保育・間伐の必要な森林が多く、計画的な収益をあげられるとはいえない状況である。さらに、高齢化が進み、30

歳以下の後継者はほとんどおらず、今後組合員だけで適切な森林管理を行っていくことは困難になると思われる。

(2) 事業実施状況

森林組合一斉調査によると、平成11年度に販売事業を行った組合は、47組合で全体の40%、新植・保育を行った組合は71組合で全体の60%、主伐・間伐を行った組合は15組合で、全体の13%である。また、事業を行わなかった組合は38組合と全体の32%を占めている。

アンケート調査の森林施業の内容と従事者数をみると、保育が主体で全体の74%となっている。また、各外業従事者のうち、組合員外の従事者の割合は、新植が52%、保育が20%、間伐が45%である。

以上より、生産森林組合の事業は保育が中心であり、そのほとんどは組合員で行っているといえる。

(3) 経営状況

森林組合一斉調査の結果をみると、平成11年度末現在、欠損金をかかえている組合は61組合で全体の52%であり、11年度当期欠損金を計上している組合は66組合で全体の56%となっている。

事業実施別でみると、事業を実施した80組合のうち、事業損益がマイナスの組合は67組合で実施した80組合の84%を占め、実施しなかった38組合のうちでは27組合の71%である。当期欠損金を計上しているのは、事業を実施した80組合のうち40組合で50%を占め、事業を実施しなかった38組合のうち26組合の68%である。

以上より、事業を実施した組合の中で、事業によって利益を計上できた組合はほとんどなく、当期欠損金を計上しなかった組合は、林地の貸付や補助金等の事業外の収

益によって当期欠損金の計上を免れている組合が多いと考えられる。

また、毎年県下の半数の組合が赤字を計上しており、このままでは欠損金を抱える組合及びその欠損金額が増加していくものと思われる。

(4) 組合員の組合活動への参画意識と組合の存続

アンケート調査によると、組合員の組合活動への参画意識に対し、ほとんどの組合員に強い参画意識があると答えた組合は、80組合のうちわずか5組合と全体の6%であり、組合員の3割未満に参画意識がある、あるいは、役員以外にほとんど参画意識は見られないと答えた組合は46組合と全体の57%を占めている。

このことから、組合員の組合活動への参画意識は全体的に薄れているといえる。

また、組合の存続に対しては、今後とも組合の維持が可能と答えた組合は、19組合で全体の23%、維持したいが将来に不安があると答えた組合は37組合で46%、解散を希望している組合は25組合の31%である。

維持したいが将来に不安があると答えた組合の主な理由として①木材価格の低迷、②組合員の高齢化・後継者不足、③収益がない等となっている。

組合を解散したいと答えた主な理由としては、①毎年赤字経営となっており、法人税等を組合員が負担している、②組合員の森林経営意識の減退、③後継者が経営に参画する意欲がない等が挙げられる。

(5) 生産森林組合の法人格と現状

生産森林組合とは、組合員の森林経営の全部の共同化を目的とするものであって、組合員は、その有する森林の所有収益権を生産森林組合に移転して森林所有者として

の地位を失い、組合と組合員との関係は、1個の森林所有者である生産森林組合の森林経営のために組合員が資本と労働と経営能力を提供するものである。

しかし、現在の大分県における生産森林組合の現状は、経営基盤が脆弱で計画的な収益を見込めず、組合員が提供する労働力は、高齢化の進行・後継者の不足のため、今後適正な森林管理を行うには組合員のみでは困難なのではないかと思われる。さらに、木材価格の低迷により、組合事業による収入の見込みがなく、一方、諸税負担等の最低の経費は収益に関係なく必要であり、組合員に割当て徴収する等して、経営面で苦慮している組合が多い。このような経営状態から、組合員の組合活動への参画意識は薄れ、法人設立の目的が失われつつある状態である。したがって、林業という事業を目的とした法人というよりも、森林の共同管理組合になっている。

このような生産森林組合の現状を考えると、現在の常時従事要件等の制度の見直しが必要である。また、生産森林組合の法人格を見直し、森林の共同管理組合程度の位置づけとすれば、総会・理事会等の簡略化が考えられ、さらに法人住民税等の軽減措置を検討するべきではないだろうか。前述したように、組合を解散したいと答えた主な理由の中に、赤字経営にもかかわらず法人税等を組合員が負担していることが挙げられているが、法人税等の課税を逃れるための解散は、生産森林組合の所有森林の適切な管理のための解決にはならない。

また、森林管理の意欲を失い、解散を望んでいる組合は解散もやむを得ないが、解散に伴う所有森林及び土地の譲渡若しくは売却に係る税金や清算に係る諸経費のた

め、解散できずにいる組合も多い。このような組合をそのままにしておくと、森林の荒廃につながることを懸念されるため、やる気のある組合員に譲渡する場合や市町村への無償譲渡等による公有林化等の解散及び清算の際に係る譲渡税等の軽減措置を図ることも必要であると思われる。

3. 生産森林組合と今後の森林管理

大分県の生産森林組合の中で、事業を行っていないいわば休眠状態の組合や、森林管理への意欲を失い、解散を希望している組合は、公有林化等による解散も含めた検討も必要であると思われる。しかし、経営の苦しい中、事業を実施している組合や今後も組合を維持したいと考えている組合も多く、これらの組合が適切な森林管理を行っていくためにはどうすればよいのであろうか。

先述したように、組合員の高齢化が進み、かつ後継者が不足している状態なので、今後組合員のみで適切な森林管理を行っていくことは困難であり、その対策として、①組合の事業を森林組合等に外部委託すること、②地域住民、森林ボランティア等との連携及び支援の受け入れが考えられる。

(1) 事業を外部委託することについて

アンケート調査によると、組合の業務を外部委託することについて委託を拡大したいと回答した組合は、14組合、拡大は必要ないと回答した組合は67組合である。拡大したいと回答した組合の委託先はほとんどが森林組合であった。また、既に委託を実施している組合は81組合中21組合あり、拡大の必要がないと回答した組合のうち、委託をしている組合が17組合で、現在も行っておらず、今後行う方針のない組合は50

組合である。その主な理由として、①保育作業が中心で、組合員でまかなえる、②委託したいが費用がない等がある。

組合員で作業をまかなえる組合はよいが、委託したいが費用がないといった組合への何らかの対策が必要と思われる。

(2) 市町村、森林ボランティアの受け入れについて

アンケート調査によると、大分県の生産森林組合の中で、森林ボランティアの受け入れをしている組合は2組合で、今後受け入れを希望すると答えた組合は7組合と消極的である。受け入れを希望しない主な理由として①間伐作業が主体であり、ボランティアには無理である、②地形が悪く、素人には危険である、③保育作業は組合員でやっていける、が挙げられる。

そこで、現在森林ボランティアを受け入れている亀石生産森林組合及びそこで活動している湯ノ見岳愛育会に聞き取り調査を行った。

亀石生産森林組合は大分県日田郡天瀬町の南部に位置し、現在、組合員73名、所有森林面積165ha、払込済出資金額4,380千円であり、森林の構成は、スギ・ヒノキ等の人工林が118ha、天然林が47haとなっている。活動内容は、保育が中心で、優良材の育成に取り組んでいる。

森林ボランティアの活動の場所となっているのは、天瀬町湯ノ見岳山頂部の約2haであり、ミヤマキリシマが植生し、景観のよい場所である。

活動のきっかけは、平成6年に行われた平成3年の台風19号による被災地の植樹ボランティアに参加した福岡在住の方が、その後現地を度々訪れ、地元による手入れが十分でなく、樹の育成もよくない状況を見

て、何とかしたいと思い、天瀬町を福岡から応援する「天瀬すバラしかバイ福岡」の会合を通して、湯ノ見岳の現状と取り組みを訴えたところ、町役場職員の仲介で、山の管理者である亀石生産森林組合の了解を得て、平成12年から湯ノ見岳山頂部の植樹地帯の手入れを行っている。

亀石生産森林組合での森林ボランティアの受け入れは、ボランティアの積極的な取り組みによるものであり、このような活動には、行政の情報提供やボランティアと生産森林組合との仲介といった支援が必要であると思われる。森林ボランティアの受け入れは、地域住民との交流が生まれ、森林管理に対する理解をしてもらえらるという上でも大変有意義なことであると思われる。

しかし、受け入れを希望しない理由としてもあったように、地形の険しいところ、間伐作業等は素人には危険であり、森林作業の経験や技術が必要である。地形等の条件の厳しい場所でのボランティアの活動には、技術をもったボランティアの養成、ボランティアの養成等が必要であり、また、事故等に対処できる体制がなければならぬ。

4. まとめ

現在、生産森林組合は木材価格の低迷により収益が見込めない、高齢化の進行・後継者不足等問題を多く抱えている。このような生産森林組合の現状から、法人格を見直したうえで、生産森林組合の制度の改正、法人税等の軽減といった税制措置を図ることが必要である。

また、生産森林組合の今後の森林管理は、高齢化の進行・後継者不足から組合員だけでは困難になると考えられる。森林ボラン

ティアの受け入れは、一般の住民の森林への理解を深めるためにも有意義であるが、このような活動を促進するためには、行政の情報提供やボランティアとの仲介が必要である。さらに、地形等の条件の厳しいところには、技術をもったボランティアの養成、ボラバイターの養成が必要であり、また、事故等に対処できる体制がなければならず、ボランティア活動をバックアップする支援も必要である。

しかし、ボランティアの活動は、ボランティア側の活動意思が尊重されること、活動日数が限られる等の制約もあり、やはり、

地元の森林組合等の林業事業体との連携をとることが必要と思われる。行政側はこれを促進するために、地元の生産森林組合、森林組合等との交流を図る等の支援が必要ではないだろうか。

最後に森林施業に対し、やる気はあるが組合員だけでは困難な組合に対する対策として、ボランティアの受け入れや地元の林業事業体との連携を挙げたが、生産森林組合の活性化が何よりも重要である。これに対する取り組み等の具体的な事例がございましたらご教示願いたいと思います。



利用収益のなくなった入会林野

— 共有入会権を中心においた考察の必要性 —

徳山大学経済学部 野村 泰弘

はじめに

現在ではほとんど利用されてなくなっている入会林野（いわば休眠中の入会地）も少なくないと思われるが、こうした林野の法的性質はどのようなものであるか、そしてまた、この利用収益がなくなることによって集団の性質はどのような影響を受けるのか、具体的には、その場合に入会権は消滅するものか、自治会等の地縁団体の財産と帰するのか等について考えてみたい。

こうした問題への取組みにおいて重要なことは、当該入会権が民法263条の「共有ノ性質ヲ有スル入会権」（入会集団が地盤所有権をも有する場合＝共有入会権）なのか、それとも、民法294条の「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」（入会集団は地盤所有権を有せず、地盤についての用益物権を有する場合＝地役入会権）なのかを峻別したうえで、その論理的帰結が導かれる必要があるという点であるが、従来こうした視点がやや欠けていたように思われる。

すなわち、二つの入会権を峻別せずに、入会権とはこういうものであるからこういう結論になるというように、両者を一元的に論じるものが多かったように思われるが、その入会権というのが実は共有入会権まで含めた統一的概念となっていない場合が多いのである。共有入会権と地役入会権は生まれは一緒でもその性質自体は異なり、かつ、その後辿ってきた道も異なるために、その意義も現在では異なるものとな

っている。民法の起草者がごくわずかしかなかった存在しないうと考えた共有入会権が今日ではむしろ中心的存在となり、地役入会権はおおむね市町村有地上のものに限られている。そして現実にかかる入会紛争の多くも共有入会権に関するものであり、したがって共有入会権についての理解がなければその解決も得られないはずであるのに、いまだに地役入会権を中心においた古典的な入会理論が展開され、かえって混迷を招くことも少なくない。そこで、この稿では共有入会権を中心において上記の問題を考えていきたい。

一. 共有入会権と入会利用

1. 民法263条の「共有ノ性質ヲ有スル入会権」（＝共有入会権）は入会権の一種ではあるが、土地の特殊の共同所有形態と解すべきである。すなわち、入会権という権利に由来する制約（たとえば、民法上の共有とは異なる離村失権、持分譲渡の禁止、一戸一権等の原則）を今日においても残している土地の共同所有形態である。名称としては入会権であっても本質的には共有権の一種である（民法の原案では「共有が入会の性質を有するとき」であった）。それゆえ、もう一つの入会権である民法294条の「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」（＝地役入会権）とは規定のおかれている位置も異なり（一方は共有の節、一方は地役の章）、かつまた、

一般の共有（民法上の共有＝個人的共有ともいう）の規定とは別に条文（民法263条）を置く必要があったといえる。

2. しかし、これらのことが一般には十分に認識されていないように思われる。入会の関係者の間においていまだに入会権といえば、「他人の山にはいる権利」的な理解が強く存在することは否定できない。民法上、「共有ノ性質ヲ有スル入会権」（民法263条）については、これを入会権とは呼んでいないことのほうが多い。この点について中尾英俊教授は、『村からのたより』（海鳥社、1999）10頁に次のように記されている。

「ようと聞きなっせや、入会ちゅうのは甲の部落と乙の部落とが一つの山に立ち入って草を刈ったり、薪をとったりすることを言うので、この部落も昔はそぎゃんじゃった。ばってん、今では入会地を分けてこの部落だけで使いよるから、入会はもうなくなった」

「では、今この部落だけで使いよる山は何と言うのですか」

「それは共有ちゅうとですたい。共有ちゅうても村とか部落の共有ですばってんね」

これは、中尾教授をはじめとする法社会学の研究者が入会権者のお宅へ聞き取り調査に訪れた際に、部落の代表者に言われたことだが、このように、入会権といえば山林原野で山菜等を採取する権利という認識が根強いのは事実である。そして、ここで村人たちが「共有」と称しているものこそ民法263条にいうところの「共有ノ性質ヲ

有スル入会権」であるといつてよいのだが、権利者自身にそうした認識がないことに実は大きな問題があるといつていい。そうした誤った認識に基づいてなされる決定等の蓄積が、入会権をある意味では解体の道を辿らせることにもなるのである。ただ、こうした入会権の誤った理解については非難できない面もある。

3. それは、わが国においては入会権という権利が法制度上も解釈上もみくちやにされ続けてきたという事実があるからである。たとえば、地方自治法の前身である明治22年町村制においては、いわゆる入会山は公法人たる村の所有であり、その権利は旧慣に基づく使用権であり、入会権という私権は存在しないという観念が強かった（→旧財産区。これは民法がまだ成立していなかったことも関係する）。

そして明治29年成立の民法により二種類の入会権が規定された後も（旧民法上は入会権の規定すらなかった）、民法263条の共有入会権についてはさほど顧みられることもなく、その後誕生した不動産登記法においても入会権は「登記しうべき権利」とはされず、その結果、共有入会地については実体を反映しない虚偽の公示とならざるをえない状況が続いている。

また、判例においても、当初は民法263条の共有入会権の定義づけについての混乱がみられ、大判大正9年6月26日民録26輯933頁に至ってようやく正しい認識（共有入会権とは地盤・毛上ともに入会集団が有する場合をいう）を示すに至ったのである（それまでは、共有入会

権とは毛上のみ共有し共同収益する場合をいい、入会集団が地盤をも所有する場合は純然たる共有であるとされていた（大判明治37年12月26日民録10輯1682頁））。

4. さて、冒頭の問題提起に立ち返ると、入会利用がなくなれば入会権ではなくなる（消滅した）という考え方はいかにももっともらしく聞こえるが、この理屈が成立するにはその前提として入会権が「入会利用を本質とする権利」であり、かつ、「時効消滅しうる権利」でなければならないであろう。しかしすでに述べたように、共有入会権は地盤の利用権ではなく地盤の共同所有権であるから、入会利用の有無によってその存否が左右されるものではなく、かつまた所有権は時効にもかからない権利とされているから、依然共有入会権であることに変わりはないということは自明のことであろう（地役入会権においては入会権の放棄とみられる場合もあるが、ここでは言及しない）。

二. 入会集団と自治会

もう一つの問題は、利用収益がなくなることにより、かつての入会財産が自治会等の財産としてすり替えられるという問題である（近年、上関の共有地問題をはじめとして、入会権を否定する側がこのような主張を訴訟上するケースが増えている）。

たしかに、入会利用が少なくなると、その集団が入会集団としての性質を稀薄にしていく一方で、町内会・自治会たる面が前面に出てきて、本来入会集団として別個に決議すべき事項も自治会等においてなされ

たりすれば、意識の面では入会集団と自治会の混同が進み、自治会の財産と錯覚されやすくなっていくであろう。しかし、入会集団の財産が何らの意思表示（譲渡行為）もなく当然に自治会の財産に移行するということはありえない。

こうした誤解は、一つの地域集団に入会集団たる側面と自治会たる側面とがあるという考えを基にして、入会利用の必要も実態もなくなったので入会権は消滅し、入会集団たる側面も消滅し、自動的に自治会たる集団の財産となったというなくす論法によりもたらされるものであるが、厳密に考えれば、この入会集団と自治会はもともと資格要件が異なるのであって、これを一つの集団の両側面とみることはできないものである。法的にみればそこには二つの集団、すなわち＜入会財産を有する＞入会集団と＜地域の親睦団体および行政の末端組織としての＞地域集団（自治会・町内会）の二つの集団が存在し、一人が重複して二つの集団の構成員になっているものとみるべきであろう。

実際にこのような状況が見られるところも少なくないが、多くは過疎地で、転入者が少ないためにその矛盾が露呈されなきてきているだけのことであって、転入者が多くなれば、（自治会への入会および利益の享有を拒むことはできないであろうから）権利を認めざるを得ず、そこではじめて「どうして彼らに権利を認める必要があるのか」という不満が噴出し、あらためて入会集団と地域集団の間に一線が引かれることになるだろう。

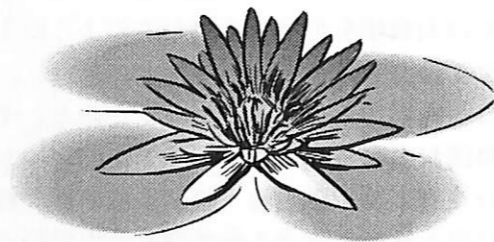
今日、地縁団体がこのような財産をもつものとして認可地縁団体として登記の道を得たり、いわゆる権利能力なき社団（法人

格なき社団)の財産としてとらえられたりするが、それは、ある意味では自ら財産区たることを主張するようなものであり、誤解に基づいて自壊の道を歩むようなものであると思われる。

おわりに

以上のように、入会利用がなくなっても共有入会権は消滅しないし、また、それが自治会等の地域住民全体の財産になるということもない。一般の農村社会において入会利用の必要性がほとんどなくなった今日

において、入会権はその意義を変容させられているといえる。すなわち、入会権は生活必需物資の調達資源としてではなく資産そのものとしてとらえられるようになっており、それゆえ地役入会権は消滅の方向へ向かい、利用はされていないが将来的資産価値を含んだ共有入会地というものはより注目されるにいたっている。それだけに、入会の理論面でも、直接共有入会権に向けられた理論構成すなわち入会権としてではなく共有権としての理解に基づいた理論構成が必要になってくるものと思われる。



奈半利町郷分生産森林組合の現状と課題

高知県安芸林業事務所 倉橋 門生幸

1. 高知県における生産森林組合の設立状況について

高知県には、現在、生産森林組合が170組合設立されていますが、内35組合は入会林野整備によって設立された組合であり、入会林野整備により設立された生産森林組合は、経営規模の大きなものが増えております。

本日、報告させていただく奈半利町郷分生産森林組合は、経営面積が561haと、高知県では最も経営面積の大きな組合でございます。

2. 奈半利町郷分生産森林組合の現状について

(1) 奈半利町郷分生産森林組合の立地の概要

奈半利町郷分生産森林組合が設立されて

います奈半利町は、高知市から国道55号線を東(室戸市方面)に向かって約60km行った所に位置しており、東西約6km、南北約8km、総面積2,830ha、人口4,076人(平成12年4月)の太平洋に向かって開けた、農業、漁業、林業といった一次産業主体の町であります。

林野面積は、奈半利町の78%に相当する2,196haを占めており、内648haが国有林で、1,548haが民有林となっております。

民有林の人工林率は39%となっており、高知県平均の64%は下回るものの、海に向かって開けた立地条件を考えれば、結構、人工林化が進んでいると言えるのではないのでしょうか。

(2) 生産森林組合の設立

こうした立地条件のもと、昭和58年5月、

高知県における生産森林組合の経営面積

(単位：組合)

経営面積	～50ha	～100ha	～200ha	200ha～	合計
組合数	148	13	5	4	170
	(87%)	(8%)	(3%)	(2%)	(100%)
内入会林野整備による組合	20	8	4	3	35
	(57%)	(23%)	(11%)	(9%)	(100%)

奈半利町の土地利用状況

区分	総面積	林野面積	民有林	国有林	耕地面積	その他
面積	2,830ha	2,196ha	1,548ha	648ha	150ha	484ha
割合	100%	77.6%	(72.1%)	(22.9%)	5.3%	17.1%

奈半利町郷分生産森林組合が設立されました。

現在、組合員188名、理事7名、監事2名（いずれも非常勤）で運営がされています。

総会は毎年1回、5月の第2日曜日に開催されており、理事会は、年に4～5回開催されています。理事会では、事業計画や組合運営について協議・検討が行われていますが、収入も少なく組合運営は、年々、厳しくなっているようです。

(3) 所有林の施業の概要

① 組合所有林の現況について

組合所有林の現況につきましては、組合所有林561haの内、天然林305ha（54%）、人工林248ha（44%）、残り8ha（2%）が竹林等となっております。

奈半利町の森林の現況

区分	森林面積	内人工林	人工林率	備 考
全民所有林	1,548ha	597ha	39%	高知県の人工林率64%
森林組合	561ha	248ha	44%	人工林：スギ約2割、ヒノキ約8割

組合所有林の現況

（単位：ha）

樹 齢	1～10年生	11～20年生	21～30年生	31～40年生	41～50年生	51年生以上	合 計	備考
天然林	0	2	9	113	157	24	305	
人工林	2	2	25	108	82	29	248	
竹林等							8	
合 計	2	4	34	221	239	53	561	

事業実施状況

（単位：ha）

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	備 考
新 植	4.57					
下 刈り				3.17	2.52	
除 間 伐	2.70		6.88	4.56		

人工林は、植栽間もないものから50年を超えるものまでありますが、一番多いのは、30年生から50年生の間のもので、約8割を占めております。これらの林分は、間伐を必要としており、間伐の必要性を痛感している理事の方々が、時折、私どもの林業事務所に造林補助等のお話にみえますが、残念ながら間伐は遅々として進んでおりません。

② 基盤整備について

安芸林業事務所に最初に赴任した8年ほど前に、私は、理事の方々の御案内で、植栽からこれまでの手入れについての苦労話などをお聞きしながら、組合の山を回らせていただく機会がございました。

国有林に隣接している組合の山がありますが、当時、その国有林の中腹に林道が作られておりました、「後、何年かす

ると組合の山の近くまで道がくるので、そこから組合の山まで道を延ばしてもらえば、木材を搬出することもできるねえ」と話をしたものでした。

その後、一旦転勤し、昨年、4月から再び安芸林業事務所勤務となり、道はどうなったかと期待をしておりましたが、諸般の理由（国有林の経営方針、木材価格の低迷等）によりまして、残念ながらそれほど延びてはならず、組合の山に林道を造る話はまだ実現していません。

このような事情もあり、組合所有林内の林道・作業道等の基盤整備は遅れたままとっております。

道路を使って木材を搬出することが難しい状況ですので、収入間伐をしようとしますと、架線を使用しての集材しか方法がないものと考えられます。

しかし、本格的に架線を張るとなると、かなりの経費を必要としますので、現在の木材価格では採算がとれない状況であり、林齢の高い林分の間伐が遅れる一因となっております。

③ 事業の実施について

当組合では、毎年3～7haの下刈りや除間伐等の保育作業を実施しておりますが、組合員が高齢化しており、作業への参加者が集まりにくい状況となっております。

組合員に呼びかけても、家業や勤務の都合により、組合の作業に参加できない組合員が多くなってきているため、役員

数人で作業をこなしておりますが、こちらも高齢のために2～3人位しか参加頂けない現状であります。

また、収入を伴う間伐や主伐は現在行っておらず、木材を販売しての収入はありません。

3. 課題について

(1) 組合員の高齢化（労働力対策）

組合員の年齢構成を見ますと、188人のうち、60歳以上の方が8割近くを占めており、もう10年も経ちますと、9割の人が60歳以上となり、組合の作業に携わることのできる人が大変少なくなってまいります。

生産森林組合における作業内容も、苗木を植栽し、下刈りをしてきた頃と比べると、木が大きくなってきたため、チェーンソーを使っての伐採作業や搬出作業といった経験を必要とする仕事に変わってきました。

植栽や下刈り、つる切り等の作業は、比較的危険も少なく、誰でも作業に従事することが出来ましたが、現在は木が大きくなってきた分、間伐をするにしても危険を伴うようになってきております。

先に述べましたように、組合の作業内容が変わり、また、組合員の高齢化が急ピッチで進んでおりますので、今後の間伐や主伐を行う際、労務対策をどのようにしていくのかが大きな課題となっております。

また、これから先、生産森林組合として、山から収入を得るためには、早急に間伐等

組合員の年齢構成

（平成13年4月1日現在）

組合員の年齢(歳)	30未満	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合 計
組合員数(人)		10	10	20	50	98	188
割合(%)		5%	5%	11%	27%	52%	100%

の保育作業を実施しておくことが必要であります。

そのためには、組合の中に専従の作業班を作り、間伐と主伐は専従班が行い、その他の組合員は植栽や下刈りを行うといった、従事する仕事の棲み分けを考えるか、間伐・主伐を素材生産従事者に頼んで実施するか、早急に決めなければならない時期になってきていると思われます。

(2) 基盤整備の立ち後れ

所有林は、林齢が高く間伐を必要とする林分や、また、まもなく主伐期を迎えようとしている林分も多くなってきております。

一方、この林分成熟に対応すべき路網の整備や機械器具の整備は大変遅れているのが現状であります。

4. これからの取組について

(1) 労務対策

組合の中に、労働力の中心となりうる若い世代の人が残っている内に、作業体系を検討し整備していくことが必要で、現在二つの選択肢があるかと考えられます。

① 組合内に通年活動する専従の作業班を編成

一つは、利用間伐や主伐時の施業に備えて、組合内に通年活動する専従の作業班を編成する方法でございます。

最初は、4～5人で1班作り、列条間伐等の間伐手法や選木方法、また路網の整備や簡易架線による集材方法等の搬出技術を修得してもらい、5～6年経ち、十分な知識や技術が身に付いたところで、この人達が班長となり、新たな班を作り、ほぼ通年、間伐や主伐を実施する

体制を整えるようにします。

下刈りやつる切り、除伐、ごく若年齢の切り捨て間伐等については、従来のように一般の組合員に従事してもらうようにします。

このようなことを組合員の皆さんに理解を求めながら、取り組んでいかなければならないと考えております。

② 間伐や主伐は、森林組合や素材生産業者に委託、或いは請け負わせ、植栽や下刈、除伐等は組合で実施する。専従の作業班設置が困難となりますと、もう一つの方法としては、生産森林組合設立の趣旨からは外れることとなりますが、自分たちでは体力や経験面から手に負えない間伐や主伐をしたり、伐った木を原木市場まで運ぶ作業を、地域の施設組合や素材生産業者等に委託し実施してもらうことが考えられます。

できれば、組合員が自ら労働力を投下して生産活動を行うという、生産森林組合設立の趣旨に沿った施業体制が望まれるところではあるのですが。

(2) 基盤整備

① 林内路網整備

地形が急峻であるとか、所有林までのアクセス道の確保であるとか課題はありますが、組合所有林の管理をしたり、木材の搬出を行うためには、2～3m程度の作業路の整備に取り組み、作業従事者の負荷軽減や作業の効率化を図ることが望まれます。

② 機械器具の装備充実

また、今まで組合の作業は、鋤、鎌、のこぎり程度の装備でことが足りていたため、木材の搬出に必要な装備は皆無の状況であります。高性能林業機械といったものを導入しようにも、オペレーターの養成や路網整備といった環境整備が出来ておりません。

まずは、それほど技術や経験がなくても扱えることが出来る林内作業車と簡易な架線集材が出来る程度の装備を導入して、活動を促すようにしていきたいと考えております。

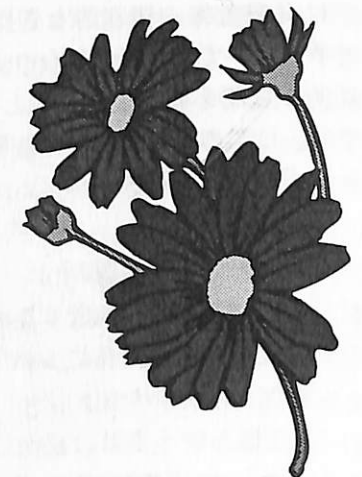
5. おわりに

この組合は、森林を活かして地域や都市住民の方々との交流を考えており、平成5

年度からは、所有林に桜ややまももを植栽して公園づくりを進めてきました。その結果、現在では、春には桜の花見、梅雨時にはやまももの試食が出来るようにまでなっております。

また、隣接地には、芝を造成しての牛放牧地もありまして、実にのどかでゆったりとした気分ひたれる空間になっております。

林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではございますが、奈半利町郷分生産森林組合の皆様方には適切な運営に御努力いただき、その発展を期待すると共に、県内生産森林組合のお手本になって頂きたいと、心より願っております。



＜シンポジウム＞

司会 枚田 邦弘 (鹿児島大学農学部)
入江 信 (福岡県林政課)

発言者 (発言順)

小田 三保 (宮崎県林務部)	倉橋門生幸 (高知県安芸林業事務所)
中尾 英俊 (西南学院大学法学部)	三宅 美裕 (岡山県高梁地方振興局)
矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)	古賀 三博 (佐賀県水産林務局)
野村 泰弘 (徳山大学経済学部)	渡 茂樹 (福岡市森と緑のまちづくり協会)
堺 正紘 (九州大学農学研究院)	杉本 孝一 (岡山県農林水産部)
中村 義美 (岡山県御津町)	福山 周作 (鹿児島林務水産部)
松原 功 (山口県入会林野等整備コンサルタント)	中村 義美 (岡山県御津町)
豆田 忠 (佐賀県生産森林組合連絡協議会)	廣井 睦生 (岡山県農林水産部)
田中 将 (鳥取県農林水産部)	杉本 章 (鳥根県農林水産部)
曲瀬川淳一 (林野庁経営課)	小倉 浩一 (岡山県井笠地方振興局)
古村 善則 (長崎県北振興局)	加茂 二見 (佐賀県生産森林組合連絡協議会)
中倉 博之 (佐賀県水産林務局)	佐藤 行哉 (熊本県南小国町)
島雄 隆 (福岡県福岡市)	安東與四正 (岡山県真庭地方振興局)
小椋 秀司 (岡山県農林水産部)	屋野 恵美 (熊本県林務水産部)
市川 陽子 (大分県林業水産部)	大塚 英隆 (福岡県八幡農林事務所)

(司会・枚田) 本日の発表に対して合計35件の質問が寄せられた。シンポジウムの前半では発言者毎の個別的な質問を取上げ、後半において生産森林組合や入会林野の総括的な質問を取り上げることとする。それでは、はじめに入会林野の法律問題から取り上げることとする。

I 入会林野の法律問題

(小田) 入会林野整備を担当するのが始めてなので、入会の権利関係について基本的なことをお聞かせ願いたい。

(中尾) 入会権というのは、民法に法律上の規定があり、民法第263条に「共有の性

質を有する入会権」と民法第294条に「共有の性質を有しない入会権」という規定がある。具体的にいうと前者は部落や集落の人達が集団で共同で所有する土地のことを入会地という。

入会林野は入会地の中で林野に相当する土地であり、墓地やため池も入会地であることは多く存在する。従って入会地が全て入会林野であるとは限らない。後者は、部落や集落の人達には土地の共同所有権はないものの入会権を有する場合のことであり、いわゆる市町村有地上の入会権がこれに該当する。

野村氏の報告では、共有の性質を有しな

い入会権のことを「地役入会権」と表現されていたが、一般的には市町村有地上の入会権のことであろう。一般的な共有地と入会地つまり、部落集団で共同で所有する土地との大きな違いはどこにあるかという、一般的な共有地は誰でも居住地に関係なく土地を共同で所有することができるが、入会地は部落の住民でなければ共有することができないということである。従って、当該部落から引越して部落の構成員でなくなれば権利を失うということになる、所謂「転出失権」といわれているものである。それに個人が権利を有しているというのではなく世帯単位で権利が部落によって与えられている。

また、入会権は登記することができない。であるから入会権の場合には登記があるからといって、その土地の所有権を有することにはならない。登記がなくとも権利を主張できるので、逆説的にいうと入会権ほど強力な権利はないといっただろう。他には民法上の共有地とは異なり、持分の譲渡や売買をすることができない等がある。最近では入会地の使用収益を行っていない事例が多く報告されているが、野村氏の報告にあるように入会利用をしていないからといって、共有の性質を有する入会地が入会地でなくなる、つまり共同所有権がなくなる、ということはあるかないことであり、使用収益の有無に関係なく土地の共同所有権は存続し続けることになる。(司会・枚田) 野村氏の報告をまず一言で総括して頂きたい。

(野村) 最近の入会利用をしている集団が少なくなってきているようだが、入会利用がないから入会権が存在しない、という単純な意見が最近多くなってきているが、そ

うではなく、入会利用がなくなっても共有入会権は消滅しないということを強く申し上げたい。入会利用の存否のみで入会権を判断しないで頂きたい。

(堺) 地役入会を「採取」する権利と限定的に解釈すると、地役入会権に基づく共同植林は認められないことになりはしないか。

(野村) 学生向けの民法の教科書では、共有の性質を有しない入会権は、肥料、稗、薪炭等を採取する権利であるとの記載が見受けられるのだが、現実の利用実態は分割利用、直轄利用、契約利用等にかつての古典的な利用から多様な利用形態へと変貌している。利用内容も変わりつつあると理解すべきである。

(中尾) ご指摘のように入会権は単に採取するだけの権利ではなく、共同で利用或は管理をする権利であると認識するのが適切であろう。

(野村) いままでの入会権の議論では共有入会権と地役入会権との区別を厳密には行わずに議論されてきているのだが、本来は共有入会権と地役入会権とは全く性格の異なる権利であり、その意義も異なるものである。従って両者をわけて議論すべきであるのではないか。

(中尾) 入会地とは部落が共同で管理をしている土地との前提であれば、土地所有権の帰属の有無とは本来は関係のないものではないのか。

(矢野) 「共有の性質を有する入会権」と「共有の性質を有しない入会権」とでは解釈論的に考えるとよほど性質は違う。従って別々の法的構成を考えるべきであるという野村氏の意見もうなずける。しかし、法社会学的に考察すると、もとはといえば、

共有の性質を有する入会権の由来は、たまたま村落の近くにあった山々がもととなり、共有の性質を有しない入会権とは他の村が優先的に支配していた山を利用させてもらっていたというだけの差異であろう。このように考えると、両者は同根のところがあり、単なる程度の差にすぎないとも考えることもできるのではないだろうか。

加藤雅信著「所有権の誕生」(三省堂2001年)は入会権を比較文化的にも人類学的にもスケールの大きな視点から論じているのでご紹介したい。この本では、所有権の発生要件として、労働、資本の投下があること、財の希少価値の存在をあげている。この説を参考にすると入会権研究で有名な戒能先生の説を入会権を採取権的構成と捉えることよりも寧ろ労働投下を要件と考える説とするのが妥当ではないだろうか。

(中村) 入会集団全員が意識の上で入会権を意識されなくなった状況でも、客観的には入会権は存在していると考えられるのか。「あの山は誰の山かわからない。」「入会権って何ですか?」と地元住民から質問され、学者が調べたら入会権であった、という話を聞くのだが。

(中尾) 入会林野近代化法に基づく入会近代化事業の最大の功績のひとつは、地元の人達が「入会権」という言葉を知ったことである。入会林野のことは「村山」、「郷山」等様々な名称で呼ばれており、入会という言葉を知らずにいる人達も多いのではなかろうか。それだけでなく、裁判官や弁護士でも司法修習時に入会権の勉強をしていないので無知に等しいのが現状であろう。通常は入会という権利が意識されなくとも別段不都合は生じないのだが問題になるのは、その土地を売る、売らないという争い

になったときである。売却話が持ち上がって昔の土地台帳を調べると部落の名前が記載されているのを発見し、はじめて自分たちの権利である入会権を意識したという例もある。紛争にならないと権利に対して眠りから目を覚まさないということであろうか。ため池などは利用している時には問題は生じないが、問題は利用されなくなり干上がったときである。開発業者から売却話がでてくることもある。ただ、ご質問のように利用されなくなった山はあるだろうが、所有者がいない山というのは存在していないであろう。

(司会・枚田) 法律問題に関連した制度上の話だが、最近では地縁団体への関心が多いようでいくつかの質問がよせられている。まず入会集団から地縁団体に移行した例を松原氏よりご報告して頂く。

(松原) 本質的には共有入会権は消滅しないと考えられるが、地縁団体が設立されたときに集落に転入者が殆どいないところでは、入会部落とかいう意識がない。登記可能な森林は地縁団体の財産としているが、構成員の意思として消滅できるのだろうか。というのも、昨年本研究会において地縁団体の報告をさせて頂いたのだが、転入者が殆どいない部落が地縁団体を設立しており、その中で共有林を地縁団体の財産として登記を行い、更に会則に「共有林の維持管理に関する事」として堂々と記載しているのである。この意味は、入会権を消滅させたというよりは全員の意思によって地縁団体の財産になったことの表れではないかと思う。入会部落という自覚がないので入会権を消滅させたという自覚もないと推定される。

(司会・枚田) 生産森林組合から地縁団体

への移行に関しての3件の意見、質問がでている。

(豆田) 私のところでは入会林野近代化法の施行に伴い、法律に則り国や県のご指導の下25もの生産森林組合が誕生したにもかかわらず、地縁団体として資産を登記してゆく組合が多くなり、現在は15団体になってしまった。この2年間で急速に減少してしまった。

この件に関して我々佐賀県生産森林組合連絡協議会への相談が多く寄せられており、現在も地縁団体へ移行の手続きをしている組合もある。20数年前に入会権を解体して生森組合を設立したのに、今度は生森組合を解体して地縁団体を設立したいという。これは一体どういうことなのか。相談を受ける我々も理解に苦しみ非常に戸惑っている。地縁団体に移行した場合のメリット、デメリットはどういうものなのか。移行したとすると、先輩方から受継いだ森林の管理はどのようになされていくのか。山の手入れはしなくなるだろうし、林家の育成もままならず、それにいままでは地域で皆で汗を流して出仕事を行っていたという地域の和の減少という多面的なマイナス面も考えられる。

(田中) 先般、徳島で開催された入会ブロック会議にて、生産組合から部落法人への移行を考えた場合、旧自治省と農水省との間に古い覚書があり、部落法人は林業事業ができないこととなっているとのことでした。その時に、その古い覚書等の調査と撤廃とを要望したが、その後の進捗はどのようになっているのか。

(曲瀬川) 上記の質問に関して林野庁から回答できる範囲で回答申し上げる。確かに旧自治省と林野庁との覚書を結んでおり、

頁数にして4、5頁くらいだったと思うが、林野庁の立場としては、簡単にいうと生産森林組合から直ちに地縁団体への移行はできない、という内容のものである。それではどのような方法をとればよいかというと通常の森林組合法に則った清算手続きで解体後に地縁団体へ移行させるという方法である。勿論、解散に関して税金等のお金がかかるということがネックになっているのは十分承知している。また、覚書をなくしてほしいという要求もあるが、作成段階でも資料等でかなりの準備段階を踏んできており、こちらから、またもちかけるとなるとそのためには相当の理由が必要になる。よって現段階では難しい。

(古村) 生産森林組合が税金等は払いきれないので地縁団体に移転登記したいという話があったが可能なのだろうか。地縁団体とすることで税法上有利となるのか、また所有権を移転するときには無償で行えるのか、伺いたい。

(松原) 税金についてだが、法人住民税、地方町村税等は支払う必要はなく、固定資産税のみでよいが、地縁団体になったからといって金銭的に豊かになるわけでもなくどこが支払うかの形式的な違いだけであって、実質的には同じであろう。かつては生産森林組合が地区から借入れていたのに、今度は地区が支払うというだけの違いである。他には登記上では役員登記をする必要もなくなる。私が調べた例では、原則として、転入者が予想される場所では共有林を地縁団体の財産として持ち込んでいない。

(堺) 地縁団体へ移行した場合の大きなデメリットとして山林所得の分配の問題がある。生産森林組合の場合は従事割配当が行

われるが、地縁団体では個人に分配することはできない。地縁団体へ移行するというのならこのことは各組合員に十分知らせないといけないことであろう。

(中倉) 近代化法に基づく入会林野整備をする場合は、地役入会権であるにもかかわらず共有入会権としての整備がほとんどと思われる。そこで地役入会権をもって入会林野を整備された事例をお聞きしたい。また山口県の例のように、自治会代表者に登記した例で土地台帳に記載された権利者の取扱いについて具体的にお聞きしたい。数名共有の場合はどのような手続きを踏むのだろうか。

(中尾) 共有の性質を有しない入会地を整備した例としては、大分県九重町がある。合併前の4カ村の村有入会地を財産区にし、そのうちの35haを純然たる町有地とし、残りを入会林野整備をしている。このような例は全国的にかなりあるのではないか。

II 各県の生産森林組合の現状と課題

(司会・入江) それでは、引き続き発表者毎の個別的な質疑応答に入ることとする。

(島尾) 現在、国の雇用対策の一環として森林整備事業が挙げられているが、現在岡山県では地域の雇用対策として森林整備の中でどのような計画があるのかご回答をお願いします。また、まつたけの生産量の減少は、安い外国産の輸入というよりは森林の維持・整備が行き届かなかったというほうが、原因が大きいということでしょうか。赤松に生えるまつたけは赤松の清掃がされていないと生えにくいといわれています。

(小椋) 雇用対策についてだが、現在のところ検討中ではあるが具体的な計画までは

いっていない。まつたけの生産量の減少についてだが、ご指摘のように森林の整備が十分行われてこなかった結果であろうと思う。また、赤松林の松食い虫による被害や林齢の上昇も原因であろうと思われる。

(堺) きのこの採取については、一般的には個人的に行われる類のものであり、特にまつたけの採取場所などは家族にも親兄弟にも教えないと言われているが、生産森林組合においてまつたけの採取が行われているのは非常に珍しい例であろうと思うのだが、一体どのような形態で行われているのであろうか。採取する資格や場所等はどのようにして決められているのか。組合全体で行われているのか、或は個人が割山利用をしているのか。

(小椋) 岡山県の場合には組合員が直接採取しているのではなく、毎年入札を行い業者を選定し、業者が採取し販売を行っている。

(松原) 入会整備を行って作った生産森林組合について、解散したときは所有森林の処分はどのようにしているのか。また、欠損金の借入先はどこなのか、組合員なのか、部落なのか。

(小椋) 解散の事例についてだが、岡山県ではこれまで10組合が解散した。その中でも最近解散した8組合に対して調査を行ったのだが、解散後の森林管理については、地縁団体に無償譲渡した事例が2組合、一般の林家に売却が1組合、神社に寄付が1組合、かつての共有名義に戻したのが2組合である。共有名義に戻した事例は1ha未満の小規模のものである。

解散に要した経費については組合員から徴収したというのが2組合、区に債権を放棄してもらい更に区から資金援助をしても

らったのが1組合、立木を伐採して清算経費に充当したのが1組合、組合員に対して債権を放棄してもらったというのが1組合である。

欠損金の借入先については、報告のアンケート結果を見て頂けたらわかると思うが、組合員からの徴収が34%、区からの借入が30%、出資金から充当が9%、銀行等から借入が9%、組合員の立替が9%となっている。

(司会・入江) 林家への売却の事例についてお聞きしたいのだが、組合員に対して売却したのかそれとも非組合員に対して売却をしたのか。

(小椋) 当該生産森林組合の所有面積は狭かったのだが、1件の林家へ売却したようだ。組合員かどうかまでは把握していない。

(田中) 報告にある大分県の4組合の解散はどのようなものか。

(市川) 4組合とも共有林となっている。

(古賀) 共有林というのは解散後に組合員全員の共有になったと理解してよいのか。

(市川) そうだ。

(古賀) 素材価格の長期低迷により、所有林からの素材販売収入が期待できないなか、木材収入以外の多目的活用等による収益事例があったらご教示願いたい。

(小椋) 牧場、キャンプ用地、施設等の土地の貸付料としての収入がある組合があるのみで、多目的活用としてご紹介できる事例は残念ながら今のところはない。

(市川) 大分県でも特に多目的活用を行っているという組合はなく、土地の貸付やきのこの販売等で収入を得ているのがよいほうではないか。

(倉橋) 高知県も、竹林を組合員に貸付け

ており、その中から収入を得ているという例があるくらいだ。

(司会・入江) 木材収入以外の収入については、私が担当している福岡県の例でも高圧線の設置等による収入等しか例がない。(島雄) 森林組合の高齢化対策として、若年層を取り込もうとする活動が盛んであるが、民間との給与所得差を補填するための予算はあるのか。森林整備事業を若年層にとって魅力ある産業とする為に大分県ではどのような対策をとっているのか。

(市川) そのような予算はない。

(三宅) ボランティアで作業をする方はどのような人達なのか、一般の都市住民か或いは森林作業経験者なのか。また、森林作業の未経験者がボランティアでくる場合に受入側の準備に手間がかかり森林整備作業を実際にはほとんどしてもらえないということはないか。

(中村) 報告にあった湯ノ見岳愛育会の活動の中心となっている人達はどのような人達なのか。

(市川) ボランティア作業の中心となっている人達は福岡市に居住する一般の方々であり、ほとんどが森林作業の未経験者である。受入側の準備については今回報告した亀石生産組合の例でいうと、ボランティア側がとても積極的なので準備のほとんどをボランティア側で行い、組合側はあくまで土地を提供しているにすぎないという形である。作業内容も、経験や日数の短さの制約もあり下刈り等に限られるのは仕方ないことだろう。

(西森) 報告にボランティアについての活動があったが、私は平成10年から、にほんブログ村川森林救援隊を組織化して森林整備に取り組んでいる。毎年6~7回実施している。

興味がおありでしたら高知へお越しください。ご教示します。遊びではないのでハードで作業はとてきついです。

(倉橋) 高知県でのボランティアの方々にして頂いている作業内容は主に間伐である。個人の山林を対象とするのではなく、市町村有林の整備である。いわゆる切捨て間伐だけではなく、状態のよいものはトラックに載せて市場へ運搬し、売却までを行っている。メンバーは県庁OBが中核をなし、募集を行い未経験者も勿論加わっている。ヘルメットや機材は救援隊が所有しているものをお貸しするという制度をとっている。とても熱心にやって頂いている。ぜひ高知に来て頂いて見てもらいたい。

(渡) 福岡市では過去の深刻な水不足の経験から、水源地との連携、水源涵養林の重要性に対する市民の認識は確実に高まりつつある。今回は下流側の意見として皆さんに聞いて頂きたい。市川氏の報告によるとボランティアの受入を希望しない組合が多いとあり、このことに落胆している。これは現場の人達には、未経験者が山に入ると逆に荒らされるという意識もあるかもしれないが、我々としても今までの経験から下刈り、枝打ち程度ならば十分お役に立てるとの確信を持っている。そこで、現場とボランティアとの間の行政側のお膳立て、土俵作りが大事になってくるのではないか。このような状況の中で大分県におけるボランティア活動に対する情報提供、仲介等の今後の動向についてお聞かせ願いたい。もうひとつは水道局サイドとして、水の使用量に応じた水源基金を積立てて水源対策に活用しようという考えがあるのだが、現場の人達としては労働力の提供を必要としているのか或いはそれよりも水源基金そのもの

の方を必要としているのか、お聞かせください。

(市川) 現場の組合員の多くは、素人には山の手入れは無理だと思込んでいる。であるからボランティアの森林整備の受入れは難しいのが現状であろう。個人的には、植樹や下刈り等の労働の提供を希望するボランティア側を、そのための土地を提供できる生産森林組合に紹介できれば、とは思っている。

(渡) 上流と下流の交流としては、水源側の物産を受入れてこちらで販売などを行っている。とにかく下流に住む我々としては、上流側を大事にしなければと思っている。

(司会・入江) 他県で水源基金の利用等に関する事例があればご紹介願いたい。

(杉本) 岡山県での事例をご紹介する。本県では水源税という形式をとらずに県条例に基づき、「おかやま森づくり県民基金」を設立し平成12年度から事業を開始している。この基金の目的は杉の人工林を守ろうということである。上流の状況を見ても、間伐対象林は多いのだが間伐は一向に進んでいない。その理由は何かということと山村の過疎化、高齢化が原因である。下流と上流の人的交流をはかり、これらに対処する費用を下流域の一般県民、企業、団体から寄付金を集めようというものである。

今年で2年目なのだが5年で5億円を集めるのを目標として、県が1億5千万、下流の22の市町村で1億5千万、一般企業や県民から2億円を目安としている。ありがたいことに今のところ県民、企業から1億円弱集まっている。こうして集めたお金をどうするかというと、PR効果に使うつもりである。どうPRするかというと、岡山県には3つの大きな河川があるのだが、そ

れらの流域に、現在は2箇所だが将来的には6箇所に「おかやま共生の森」というものを設立し、下流域からボランティアに来て頂いて実際に作業をしてもらおうというものである。土地所有権は市町村有林、財産区有林、部落有林等にあり、そこから森林をお借りしている。

第一段階で山に関心を持ってもらい、まずは山に来てもらう。次のステップとして作業である。我々が本来進めているものは杉、桧の人工林の整備であるが、ボランティアの方々も最も関心をお持ちなのが植栽である。植栽が一番人気であるので、我々もそうした機会を設けるようにしている。2年目に入って下刈りも行い、中学生も参加しており成果をあげた。枝打ちは比較的やり易いところを選定して行った。問題は間伐である。未経験者がチェーンソーを使用するのは危険だということで、手のこを用いて実際にやって頂いている。高知県さんのようにトラックで運搬までは行っていない。伐採するのみである。これらの費用に基金を用いている。

同様のことを市町村が行う場合に森林活動促進の支援として支出している。また、実際の間伐事業に対して県の補助金があるのだが、そのかさ上げとして支出を考えている。ただ、金銭でもって援助を行えば間伐が進むかといえばそうとも限らないのではないかと個人的には思っている。

(司会・入江) 次に高知県の倉橋氏への質疑に移ることにする。

(福山) 貴県では生産森林組合が170あり、そのうち入会林野整備により設立された組合は35だそうだが、鹿児島県では生産森林組合は60余り、そのうち入会林野整備による組合は55程度である。そこで、高知県の

生産森林組合の中で多くを占める「入会以外により設立された組合」はいつごろ、何を目的に設立されたのか教えて頂きたい。

(倉橋) 高知県では昭和30年頃から生産森林組合が設立されていた。当時は木材の価格が高かったため、自営業者の退職金のかわりとして木材を伐採し売却していたためだと思われる。かつては山持の個人や市町村、部落有林との分収契約の形態であったようだ。また高知県においては入会林野整備は基本的に個人分割を進めていたようで、個人分割しにくいところが生産森林組合へとになっていったようである。

(中村) 県によって生産森林組合設立の動機が大きく異なるようであるが、高知県では170組合のうち35組合が入会林野整備なのに対して岡山県では30組合中25組合が入会林野整備である。この結果はやはり行政の関与の差なのであろう。

(広井) 奈半利町郷分生産森林組合の経理状況について、特に収支状況と剰余金があるのであればその用途をお聞かせ願いたい。

(杉本) 奈半利町郷分生産森林組合への支援策はどのようなものだろうか。町の森林面積の1/3を占めていることから、特に町の林業施策をたてる上でも大きなウエートを占めていると思うのだが。

(中倉) 500ha程の土地で、林内車等の導入や直営班の設置等、主伐を多くしなければ運営できないのではないか。そのようなシミュレーションを行っているのか、その後の下刈等の管理が大変だと思うのだが。

(倉橋) まず収入についてだが、毎年3haから7haほどの下刈りや除間伐を実施しているのでこれに対応しての造林補助金を得ており、ほかに竹林やその他の貸付の収入

がある。平成11年度には収入も多かったようで、100万円程も納税をしたようである。平成12年度は収入も少なく、市町村税や県税等18万円の支払いの記録が残っている。従って、剰余金の類は存在しないのではないかと思っている。なにしろ立木伐採による収入は計上されていないので、剰余金が増加するという事はありえないことだ。

次に奈半利町による支援策についてだが、確かに町の森林面積の1/3も占めているのは事実であるが、町の産業全体から見ると主力は林業や農業ではなく漁業であり、町は漁業関係に力を入れているようである。また、役場内には専任の林業担当者もおらず、水産業や農業関係との兼任という形になっており、造林補助金等の事務的な説明や総会での助言等を行っている程度で特段の支援策といったものはないようである。

最後に今後の運営についてだが、ご指摘のように、やがて主伐期を迎える林分も多くなり、そのための労働力の確保と機械器具の整備と技術の習得が必要になってくるのは間違いないところであり、そのための対策は遅れているのが現状である。報告をしたように、とにかく組合は装備らしい装備を有していないので機械を扱った経験もない。まずは、自分の山を自分で管理できる程度の装備を備え、機械に慣れて経験を積んでもらうのが先決であろう。残念なことに今までことが足りてきてただけに、対応が遅れており、このままでいくと組合員の9割が60歳以上を占めることになり、そうなる前に、5名程度の専従班の体制を取れないものかと理事の方と相談をしているところである。

(小倉) 農協職に組合の事務を担当してい

るとの報告があったが、どのような関わりで農協の職員になったのか。

(倉橋) ここの生産森林組合は森林組合のエリアに入っていないのが大きな理由である。以前は役場の職員が事務を行っていた時期もあったようであるが、この農協職員の方はたまたま組合の理事を兼ねており、農協の仕事のない休日などに組合関係の事務をやっている。

Ⅲ 生産森林組合の運営上の問題

(司会・枚田) これからは、生産森林組合等にかんする総括的な質疑に入ることにする。

(加茂) 私どもの組合では毎年3月18日に総会を開催し、そこで3日は山に入ろうと決議をしており、山には入らなかつたら違約金として1日当たり9000円で3日で2万7000円を支払うと決められている。80名の組合員のうち、組合員の一人に出不足金の支払いができないので、生産森林組合で利益が出た場合には従事割配当は入らない、という組合員がいるのだがその取り扱いについて教えて頂きたい。除名をしたらいいのではという意見もある。ちなみにその組合員とは70歳の女性で90歳の母親と2人暮らしである。

(司会・枚田) 実際には多くの生産森林組合において、山に入らない組合員に対してペナルティとして出不足金を徴収するというを行っているようであるが、法律上では生産森林組合において出不足金を徴収するということができないことになっている。であるから、生産森林組合の会計上には現れずに、集落内に「山会計」と称して管理しているところもあるようである。

(倉橋) 高知県のとある理事さんが嘆いて

おられたのだが、入会のころは出不足金の慣習があったので皆出てきてくれたし出不足金の収入も入ってきたが、生産森林組合になって出不足金を徴収することができなくなったので、ますます皆が出てこなくなった。以前の入会のほうがよかった、ということをおられた。

(加茂) 我々は組合として事業を行っているものであり、このことは総会で皆で決めたことである。こうまでしないと山を維持することはできない。総会の決議は尊重されるべきではなかろうか。

(堺) 私は生産森林組合とは入会の実質を有している組合だと思っているので、その運営は入会の原則や慣習を踏襲したほうがよいのではないかと考えている。例えば、組合員さんが病気や入院等で出役できない場合や困窮などの場合には、入会には相互扶助的な助け合う慣習があったので出不足金を免除するというのでよいのではないか。除名というのはちょっと酷ではなかろうか。出不足金の処理については、雑所得で処理している組合もあり、徴収して悪いということはないだろう。

(佐藤) 出不足金を徴収することに法律上の強制力はあるのか。

(堺) 出役しない場合には絶対に違約金や出不足金を支払わなければならないということではなく、山に出たくとも病気や困窮等の場合は支払いを免除してもよいだろう。勿論、悪意で出役しなかった場合や納得できない理由がない場合は別である。

(司会・枚田) 先ほどの質問と関連して制度上問題となっているのが常時従事義務に関してである。この件に関しての意見が寄せられている。

(広井) 常時従事要件というのは具体的に

はどのように運用されているのか。

(堺) 生産森林組合における常時従事義務の対象となる事業種目の範囲についてだが、生森の直営事業を雇用労働で行うことを制限したものと思うが、生森の間伐事業や皆伐事業を森林組合に請負わせることが常時従事義務に違反するとは思えない。同様のことは作業道開設事業についてもいえる。とすれば、保育事業を外部に請負わしても問題ないのではなかろうか。単純に言ってしまえば、造林保育事業には補助金収入があり、補助金に相当する分は全て請負に出し、それ以外の部分については賃金を出しようがないので組合員で補うということでもいっこうに構わないのではないかとさえ思っている。

(市川) 細かいところまで把握はしていないが、この常時従事義務が規定されているので外部委託をためらっている組合は大分県にもある。

(広井) 市川氏の報告にある総会、理事会の簡略化というのは例えば書面決議や持ち回り決議で済ませるようにはできないか、ということなのか。

(市川) そうだ。生産森林組合としての事業をほとんど行っていないのに総会を行う必要があるのか、ということである。事業としての林業を行なっておらず、ただ森林を維持管理しているだけなのだから。

Ⅳ 生産森林組合の今後の方向性と制度上の問題

(中倉) 生産森林組合が解散して地縁団体に移行する場合に、法人税等の負担だけでなく今後の森林整備ができないという問題が大きいと考えられる。地縁団体になって、

林業従事は誰が行うのかという点ですまず厳しいものとする。唐突に、地区の財産になったからといって会社員に山に入れといてといても戸惑うだけだろう。森林整備や基盤整備の面から考慮すると市町村有林として管理してもらったほうが良いのではないか。

(小椋) 私も中倉氏と同様の意見を持っている。法人税の支払いが負担になるので地縁団体に移行したいという話も聞くが、移行しても森林管理を放置したままではいけない。

地縁団体のほうで管理できないのなら市町村のほうで管理したほうがよいであろう。

(松原) 地縁団体に山を持ち込むという場合には原則として、森林を管理するのが前提であろう。山口県では森林組合と市町村とに売却している例がある。転入者が多いとされるところは持ち込まないのが原則である。管理できるところは地縁団体に持ち込む、管理できない場合には持ち込まないほうがよい。

(司会・枚田) この問題を考えるときには、なぜ生産森林組合が受け皿として選ばれたか、をよく考えなくてはならない。安易に地縁団体に移行すると、入会林野を解体して生産森林組合を設立して後悔したのと同じことが繰り返されるだけだろう。

(安東) 生産森林組合の解散するにあつたての現状と金銭的な問題点等はあるのか。

(小椋) 解散にあつたての一番の問題点は解散に伴う費用をどう捻出するかである。どれくらいの費用がかかるかは、組合の規模や活動内容によってまちまちだが、最低官報への公告代として約82000円、登記に關係するものとして10万から50万程度は必

要になる。費用は立木伐採からの収入や、区や組合員からの債務を免除してもらったりしている。なによりも後の森林管理をどうするかを考えなくては解散することはできない。

(屋野) 入会整備後の受け皿について、熊本県においては個人分割として整備を進めているが、今後整備を行う集団については、どのような形態で進められるのが適切だと思われるか、又は整備は行わず入会林野のまま管理を行うのが適切と思われるのか。(塚) 生産森林組合をどのような視点で議論するかというのは難しい面があるが、環境問題や水源保全の役割も考慮に入れると、やはり、地域集団が地域集団の財産として自然を管理しているという仕組みはぜひ存続すべきだと思う。地域集団というのは地縁団体かもしれないし、市町村かもしれないが、山林所得の分配の面や登記上の利便性などで生産森林組合の存在意義や利用価値は十分にあると思う。生産森林組合の利点を最大限利用するのが最も賢いやり方だと思う。

そこで、利用するに当たつての大きな問題となるのは、議論にあつた常時従事義務の問題である。業務の範囲が問題になるのだが、例えば、林家の造林活動の実態はというと7割が請負であり、自分で事業を行っているのは総事業量の3割程度である。あらゆる森林所有者がすべての森林作業を行うというというのは実態とかけ離れており、現実にはほとんど委託なのである。また林家は間伐や除伐をしないというが、実際には自分達で間伐や除伐を行っているところは多いのである。まずは常時従事義務の業務の内容と範囲を明確に定義し、それから他の制度の問題を考えるべきであろう。

また、現在の生産森林組合の事業内容で複式簿記が必要なのだろうか。私は財産目録一覧と収支計算書があれば十分であると思う。経理事務が負担となっている組合は実は多いのである。生産森林組合の現状に適した簡便な収支報告や財産の表示形式を考えるべきであろう。

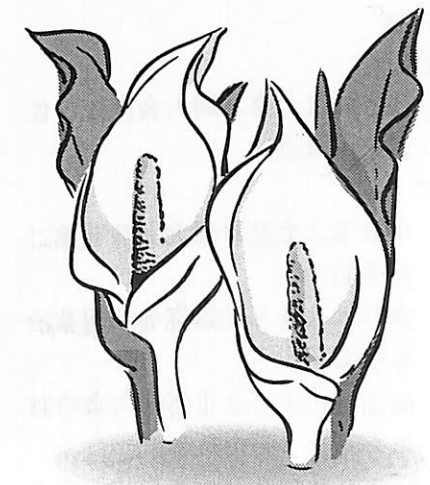
最後に、何をやるにも金がないという話をよく聞くが、補助金の活用というのを徹底的に行っているのだろうか。生産森林組合を解散したいと考えるよりも、利用しやすいように制度を変更して生産森林組合の利点を最大限に生かすことを考えたほうがよいのではないか。そのほうが環境保全を

含む森林管理にとってもよいことだと思うが。

(大塚) 法人住民税等の支払いに苦慮している組合はやはり多い。制度的になんとか検討してもらいたい。

(加茂) 去年は佐賀県において本大会が盛大に催され厚く御礼申し上げます。本研究会の終了が議論されているようであるが、佐賀県の連絡協議会の一員としてやはり本研究会を存続して頂きたい。

(曲瀬川) 本研究会は勉強する場や意見の集約の場としても有効であり、本研究会を存続して頂きたい。



<大会記事>

西日本入会林野研究会第26回大会は、平成13年11月7日～9日に岡山市の岡山国際交流センターにおいて、90人の参加をえて開催された。地元岡山県の地方事務所、市町村、森林組合などからも多数の参加があり、盛会な大会であった。

8日のシンポジウムでは、林野庁経営課経営事業係長の曲瀬川淳一氏、岡山県農林水産部林政課長の浪速昭彦氏には、ご多忙

中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶をいただいた。また、問題提起者には岡山県組合指導課の小椋秀司氏、大分県林政課の市川陽子氏、高知県安芸林業事務所の倉橋門生幸氏、徳山大学経済学部の野村泰弘氏の4人の方々に快くお引き受けいただき、貴重なご報告をいただいた。感謝申し上げる次第である。

<総会報告>

西日本入会林野研究会の総会は、11月8日のシンポジウムの昼食前に開催され、田村健二氏（広島県林業振興室）の議長のもとで進められた。総会では、会務報告（平成12年9月～13年8月）、会計報告（同）、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地と次期役員の選考について審議され、以下のとおり決定された。

I. 報告事項

1. 会務報告

（第26期、平成12年9月～13年10月）

(1) 活動日誌

（平成12年）

10月18日～10月20日 第25回大会開催（佐賀県武雄市）

（平成13年）

3月31日 中日本入会林野研究会会報第21号受領

4月10日 東日本入会林野研究会会報第21号受領

8月10日 岡山県担当者と第26回大会の打ち合わせ（岡山県庁）

8月31日 「入会林野及び生産森林組合の

担当係・担当者の確認」の文書
発送

8月31日 「西日本入会林野研究会第26回大会」の案内状の発送

(2) 会計報告
（別紙の通り）

II. 審議事項

1. 次回（2002年）開催地について

福岡県内開催の予定で準備を進める。

福岡県担当者より内諾をいただいた。

2. 役員の選考について

新役員については、以下の方々が選出された。

(1) 市町村関係

浦田 哲郎

（福岡市森と緑のまちづくり協会）

近藤 功（愛媛県別子山村経済課）

(2) 県関係

奥村 祐子（岡山県林政課）

芝 一浩（愛媛県林業振興課）

小田 三保（宮崎県森林保全課）

入江 信（福岡県林政課）

古賀 三博（佐賀県林政課）

(3) 大学関係

江渕武彦（九州共立大学経済学部）

矢野達雄（愛媛大学法文学部）

中尾英俊（西南学院大学名誉教授）

岡森昭則（九州大学農学研究院）

(4) 監事

松原 功（山口県入会コンサルタント）

西森正信（高知県入会コンサルタント）

研究会事務局の住所と連絡先

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1

九州大学農学研究院森林政策学研究室内

西日本入会林野研究会

事務局担当 岡森 昭則

TEL 092-642-2876

FAX 092-642-2877

研究会代表委員：

中尾英俊（西南学院大学名誉教授）

事務局担当：

岡森昭則（九州大学農学研究院）

西日本入会林野研究会第26期会計報告

(自 平成12年9月1日 至 平成13年8月31日)

(単位：円)

項 目	前 期	今 期	適 用
1. 前期繰り越し	135,220	46,043	
2. 会 費	114,500	117,000	234人
3. 大会参加費	184,000	129,486	61人(大会必要経費を差引)
4. 会報売り上げ	500	0	
5. 利 息	115	153	
6. 大 会 補 助	0	200,000	佐賀県観光課より補助金
7. 寄 付	24,017	0	島根県大会事務局より
収 入 合 計	458,352	492,682	
1. 会 報 費	269,625	100,525	印刷費は未納
2. 会場係旅費	85,320	49,862	
3. 連絡旅費	0	36,180	岡山県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	42,660	40,000	
7. 通 信 費	12,296	3,180	
8. 謝 金	0	0	
9. 事務局費	2,408	5,000	
支 出 合 計	412,309	234,747	

平成13年11月7日

西日本入会林野研究会 代表委員 中 尾 英 俊

会 計 監 査 報 告

第26期の会計処理は適正になされ、何ら以上のなかったことを認めます。

平成13年11月7日

監 事 松 原 功

監 事 西 森 正 信

< 西日本入会林野 >

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英雄 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 昶(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

< 研究会の歩み >

第5回	第6回	第7回	第8回
昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイツ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
160人	160人	170人	200人
「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(島根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)
中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江瀬武彦(西南大学)
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学部)	和田政利 (岡山県楢原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウムの司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊(西南学院大学法学部) 松原功 (山口県椎茸農業協同組合)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30～ 9月1日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院 院ハイツ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会的生産森林組合の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃	
鶴 敏信 (福岡県行橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田沢孝喜 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)	
矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学部) 福田張一 (佐賀県林務課)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学部) 七里成徳 (長崎県林務課)	
I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三隅市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的な問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題	
小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合	

	第17回	第18回	第19回	第20回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日	1995年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル	愛媛県松山市 道後プリンスホテル
参加者数	約150人	約140人	145人	122人
研 究 テ ー マ	「地域開発と入会林 野」	「入会林野整備と生産 森林組合」	「入会林野の今後の課 題」	「入会林野の積極的保 存を考える」
特別講演	小川 晃	相模 正芳	牧元 幸司	武本 俊彦
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入 会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村 経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産 森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町 経済課) 松原 功 (山口県入会コン サルタント) 馬場 彰 (佐賀県鹿島農林 事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)	内藤芳樹 (福岡県飯塚農林事 務所) 河野日出男 (宮崎県串間市農林 水産課) 向井忠彦 (愛媛県林業振興課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)
シンポ ジウムの 司 会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農 林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサ ルト)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農 林事務所)	江淵武彦 (西南学院大学法学部) 諏訪原義昭 (鹿児島県林業振興課)
シンポ ジウムの 内 容	I 入会慣習に関する問 題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作 業 III 丸山生産森林組合の 現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門 割制度 II 入会集団の公益法人 化 III 「受託者更迭」とい う登記原因 IV 入会権を誤解した判 決によって入会権は 消滅するか V 入会整備の諸問題	I 上赤村共有林組合の 入会地 II 串間市の「牧」につ いて III 愛媛県の入会林野 IV 入会権に関する法理 論 V その他の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備 地区	久万町ヒノキ集約施業 林、愛媛県林業試験場

	第21回	第22回	第23回	第24回
開催時期	1996年10月23～25日	1997年10月22～24日	1998年10月28～30日	1999年11月16～18日
開催場所	熊本県人吉市 鍋屋本館	広島市 八丁堀シャンテ	長崎県小浜町雲仙 ホテル東洋館	島根県松江市 ホテル白鳥
参加者数	約110人	92人	108人	91人
研 究 テ ー マ	「入会林野の現段階的 課題」	「生産森林組合の 諸課題と今後の方向」	「入会・生産森林組合の 分収所得と税制」	「入会・生産森林組合と 森林管理」
特別講演	姫野 喜子	西野 孝	進藤 眞理	古市 武雄
問題提起	宮本宣彦 (熊本県球磨村役場 経済課) 横山 賢 (高知県西土佐村役 場建設課) 重石 巧 (日田市森林組合) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)	北林光昭 (広島県黒瀬町産業 課) 平井紀子 (長崎県北振興局 林業課) 馬場 彰 (佐賀県林政課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉 教授)	松尾俊彦 (長崎県林業公社) 安藤俊則 (宮崎県北川町林政 課) 西森正信 (高知県入会コンサ ルト) 堺 正紘 (九州大学農学部)	松村 淳 (島根県浜田農林振 興センター) 柳田正夫 (北九州市畑生産森 林組合) 白井陽介 (鹿児島県林業振興 課) 北川 泉 (前島根大学学長)
シンポ ジウムの 司 会	野村泰弘 (徳山大学経済学 部) 岡部清志 (熊本県林政課)	堺 正紘 (九州大学農学部) 堂面安弘 (広島県林業振興 課)	松原 功 (山口県入会コンサ ルト) 中尾英俊(西南学院大学 名誉教授)	矢野達雄 (愛媛大学法文学 部) 高尾徳次 (長崎県林務課)
シンポ ジウムの 内 容	I 球磨村における入会 林野整備 II 西土佐村における入 会林野整備 III 日田市における入会 林野整備と森林経営 IV 残存する入会地の取 扱い V 入会に関する理論上 及び登記上の問題	I 入会権に関する最近 の課題 II 入会整備過程におけ る問題 III 整備後に残された課 題	I 分収契約の個別的問題 と事実確認 II 森林管理費に関する 新しい考え方 III 税制上の課題 IV いわゆる地縁団体に よる森林管理の是非	I 生産森林組合の活動 内容と個別具体的問 題 II 税制上の問題 III 生産森林組合からの 脱退・組合の解散 IV 生産森林組合の新た な役割と可能性
現地視察	市房杉(水上村) 青蓮寺(多良木町)	現地視察なし	雲仙普賢岳噴火災害地 鍋島家の保残木施業	現地視察なし

	第25回	第26回
開催時期	2000年10月18～20日	2001年11月7～9日
開催場所	佐賀県武雄市 宿泊「ハートピア武雄」 シンポ「武雄市農協会館」	岡山市 「岡山国際交流センター」
参加者数	120人	90人
研 究 テ ー マ	「入会林野・ 生産森林組合の今後」	「入会林野・ 生産森林組合と森林管理」
特別講演	小林 裕幸	曲瀬川 淳一
問題提起	小部弥太郎 (佐賀県林政課) 岡森 昭則 (九州大学農学研究 院) 松原 功 (山口県入会コンサル タント) 矢野 達雄 (愛媛大学法文学 部)	小椋 秀司 (岡山県組合指導 課) 市川 陽子 (大分県林政課) 倉橋 門生幸 (高知県安芸林業事 務所) 野村 泰弘 (徳山大学経済学部)
シンポジ ウムの司会	大宅 靖昭 (長崎県林務課) 野村 泰弘 (徳山大学経済学 部)	枚田 邦弘 (鹿児島大学農学 部) 入江 信 (福岡県林政課)
シンポジ ウムの内容	I 佐賀県における生 産森林組合の現状と 課題 II 生産森林組合の解 散における事務手続 III 地縁団体での森林 管理の意義 IV 入会集団から地縁 団体へと管理を移行 することの意義	I 入会林野の法律問 題 II 各県の生産森林組 合の現状と課題 III 生産森林組合の運営 上の課題 IV 生産森林組合の今 後の方向性と制度上 の問題
現地視察	佐賀の森林と自然 佐賀県立「宇宙科学館」	なし

2002年7月24日 印刷
2002年7月25日 発行

編 集 西日本入会林野研究会
発 行 〒812-8581
福岡市東区箱崎6-10-1
九州大学農学部林政学教室内
☎(092)642-2876

印 刷 松隈印刷株式会社
☎(092)721-0769

